

滋賀県森林・林業関係補助金交付要綱

昭和 61 年 11 月 20 日制定
(中略)

平成 31 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 知事は、琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりを推進するとともに林業を振興し、山村の活性化を図るため市町、森林組合連合会、森林組合、その他知事が適当と認める者(以下「補助事業者」という。)が行う森林・林業関係事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和 48 年滋賀県規則第 9 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象および補助率)

第 2 条 補助の対象となる事業およびこれに対する補助率は別表第 1 に定めるとおりとする。

(補助事業者の資格要件)

第 3 条 補助事業者は、個人、法人および団体もしくは法人および団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (7) 上記の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人でないこと。

(交付申請)

第 4 条 規則第 3 条に規定する補助金交付申請書(別記様式第 1 号)を、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、規則第 3 条に規定する申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

3 知事は、補助事業者が前条各号に規定する排除対象者でないことを証明・確約させるために、誓約書(別記様式第 5 号)の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条に定める補助金の交付の申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定をするものとする。

(補助事業の変更等)

第6条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第2号)を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の額、経費の配分または事業内容の変更(別表第1に掲げる重要な変更に限る。)をしようとする場合
- (2) 補助事業を中止、または廃止しようとする場合

(状況報告)

第7条 規則第10条の規定による報告は、必要に応じて別に定める。

(補助金の交付決定の取消し)

第8条 知事は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令等またはこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。補助事業者またはその役員等が第3条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合についても、同様とする。

2 知事は、間接補助事業者が、間接補助金を他の用途に使用し、その他間接補助事業に関して法令等に違反したときは、補助事業者に対し、当該間接補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。間接補助事業者またはその役員等が第3条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合についても、同様とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書(別記様式第3号)を、事業の完了後1か月以内または補助金の交付の決定に係る年度の末日のいずれか早い時期までに知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、森林組合等融資利子補給事業、森林整備受委託等促進事業にあたっては、規則第12条の規定による実績報告は、規則第3条の規定による補助金交付申請によってなされたものとみなす。

(補助金の概算払)

第10条 補助事業者は、規則第15条第2項の規定に基づき概算払により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第11条 規則およびこの要綱の規定により知事に提出する書類は、他に特別の定めがあるもののほか、事業地を所轄する森林整備事務所長(高島市にあつては、西部・南部森林整備事務所高島支所長。)を経由しなければならない。

ただし、一般社団法人滋賀県造林公社、滋賀県森林組合連合会、滋賀県木材協会、滋賀県竹材協会、滋賀県林業経営協議会、林業・木材製造業労働災害防止協会滋賀県支部、滋賀県林業関係団体人権問題啓発推進協議会にあつては、この限りではない。

(標準事務処理期間)

第12条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金の交付決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して14日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。

(3)規則第 13 条の規定による額の確定は、第 9 条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則（昭和 61 年 11 月 20 日）

この要綱は、昭和 61 年度から適用する。

（中略）

付 則（平成 31 年 4 月 1 日）

この要綱は、平成 31 年度から適用する。

別表第1(第2条、第6条関係)

番号	事業名	補助対象			重要な変更	その他
		経費	補助事業者	補助率		
1	森林病虫害等防除事業	松くい虫奨励防除事業 特別防除 特別伐倒駆除破砕 1種 特別伐倒駆除破砕 2種 特別伐倒駆除全木焼却 伐倒駆除1種 伐倒駆除2種 被害防止対策 地上散布	市町、森林組合 および森林の所有者または管理者等	事業費の5/10以内	1 経費の欄に掲げる事業種別ごとの経費の30%を超える増減 2 経費の欄に掲げる事業種別ごとの事業量の30%を超える増減	
		環境に配慮した松林保全対策事業 樹幹注入		事業費の3/4		
		政令指定病虫害等防除事業 カシノナガキクイムシ駆除 カシノナガキクイムシ防除		事業費の3/4		
		森林病虫害防除事業 スギ・ヒノキ病虫害防除 カシノナガキクイムシ防除 手法実証事業	市町、林業者の組織する団体の連合会、林業者等の組織する団体および森林整備法人	事業費の3/4以内		
		森林病虫害防除事業 突発性森林害虫駆除	県、森林組合、森林の所有者ならびに市町および森林組合以外の者であって森林の所有者または管理者からその他森林病虫害等の駆除の措置の委託を受けた者で知事が適当と認めた者	事業費の3/4以内		
		松林健全化促進事業	生立木除去 森林の所有者もしくは管理者等 生立木除去以外市町等	生立木除去については事業費の10/10以内 生立木除去以外については事業費の3/4以内		
		森林病虫害等防除活動支援 体制整備事業	市町、林業者等が組織する団体の連合会、林業者等が組織する団体および森林整備法人	事業費の3/4以内		
		松林保全体制整備強化事業	市町	事業費の3/4以内		
		野生鳥獣被害防除事業	市町、森林所有者もしくは管理者、森林組合等	事業費の3/4以内		
		琵琶湖等修景保全対策事業	市町	事業費の5/10以内		
2	削除					
3	削除					

4	<p>林道事業 (1) 林道開設事業</p>	<p>森林管理道・林業専用道・森林施業道開設を行う次の事業に要する経費 (1) 育成林整備事業 (2) 単県林道事業</p>	<p>市町、森林組合、森林組合連合会、その他知事が適当と認めた団体</p>	<p>1 森林管理道・林業専用道・森林施業道に係るもの (1) 森林造成林道(間伐を行うために開設する林道、水源山地において複層林施業を行うための保安施設整備臨時措置法第8条第1項の規定に基づき指定された特定保安林の整備を行うために開設する林道をいう。以下同じ)に係るもの 事業費から事務雑費、工事雑費および市町等の事業主体が行う本事業の円滑な実施に関する県の事務に要する経費(「市町等事業推進費」という。)を除いた額(以下林道事業において「補助対象事業費」という。)の7.5/10以内。 山村振興法(昭和40年法律第64号の規定により指定された地域(以下「振興山村地域」という。))および過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)の規定により指定された地域(以下「過疎地域」という。))にあつては7.5/10以内。森林組合、森林組合連合会および生産森林組合(以下「森林組合等」という。)の施行事業にあつては8/10以内。重要基幹林道にあつては9/10以内。 (2) 峰越連絡林道に係るもの 補助対象事業費の4.5/6以内。ただし、森林組合、森林組合連合会および生産森林組合(以下「森林組合等」という。)の施行事業にあつては5.5/6以内 (3) (1)および(2)以外の林道に係るもの 補助対象事業費の7/10以内。 過疎地域、振興山村地域にあつては7.5/10以内。重要基幹林道にあつては9/10以内※。 2 単県林道に係るもの 補助対象事業費の3/10以内。 ※平成19年度以前からの継続路線にあつては9.5/10以内</p>	<p>1 経費の配分の変更 施行路線ごとの事業費の30%を超える増減 2 事業の内容の変更 (1) 施行路線の変更 (2) 施行路線の位置または全幅員の変更 (3) 施行路線ごとの施行延長の30%を超える減少またはその事業費単価の30%を超える増加 (4) 特殊構造物の新設または廃止</p>	
---	----------------------------	--	---------------------------------------	---	--	--

(2)林道改良事業	林道改良事業、林業専用道等整備事業、林道点検診断・保全整備事業を行う次の事業に要する経費 (1)林道改良事業 (2)単県林道事業 (3)林業専用道等改良事業 (4)林道点検診断・保全整備事業	市町、森林組合、森林組合連合会、その他知事が適当と認めた団体	1 幹線林道に係るもの補助対象事業費の7.5/10以内。 2 その他の林道に係るもの補助対象事業費の5.5/10以内。 3 単県林道に係るもの補助対象事業費の3/10以内 4 林業専用道等改良事業に係るもの補助対象事業費の5.5/10以内 5 林道点検診断・保全整備事業に係るもの補助対象事業費の7.5/10以内	1 経費の配分の変更 施行箇所ごとの事業費の30%を超える増減 2 事業の内容の変更 (1)施行箇所の変更 (2)改良区分の変更	
(3)林道舗装事業	林道舗装事業、林業専用道等整備事業を行う次の事業に要する経費 (1)林道改良事業 (2)単県林道事業 (3)林業専用道等舗装事業	市町、森林組合、森林組合連合会、その他知事が適当と認めた団体	1 幹線林道に係るもの補助対象事業費の2/3以内 2 その他の林道に係るもの補助対象事業費の1/2以内 3 単県林道に係るもの補助対象事業費の2/10以内。ただし、知事が別に定める生活関連区間にあつては3/10以内 4 林業専用道等舗装事業に係るもの補助対象事業費の1/2以内	1 経費の配分の変更 施行箇所ごとの事業費の30%を超える増減 2事業の内容の変更 (1)施行箇所の変更 (2)施行箇所ごとの 施行延長の30%を超える減少または事業費単価の30%を超える増加	
(4)フォレスト・コミュニティ総合整備事業	フォレスト・コミュニティ総合整備事業を行うのに要する経費	市町、森林組合、森林組合連合会、その他知事が適当と認めた団体	1 森林基幹道開設に係るもの補助対象事業費の7.5/10以内。ただし、森林組合等の施行事業にあつては9/10以内 2 森林基幹道改良に係るもの (2)林道改良事業のうち1幹線林道に係るものに同じ 3 森林基幹道舗装に係るもの (3)林道舗装事業のうち1幹線林道に係るものに同じ 4 林道関連施設（林業施設用地および作業ポイントをいう。以下同じ。）の整備に係るもの補助対象事業費の6/10以内	1 経費の配分の変更 施行箇所ごとの事業費の30%を超える増減 2 事業の内容の変更 (1)施行箇所または施行主体の変更 (2)施行箇所ごとの施行延長の30%を超える減少または事業費単価の30%を超える増加	

<p>(5) 林道災害復旧事業</p>	<p>林道災害復旧事業を行うのに要する経費</p>	<p>市町、森林組合、森林組合連合会、その他知事が適当と認めた団体</p>	<p>1 奥地幹線林道に係るもの 事業費の6.5/10以内 2 その他の林道に係るもの 事業費の5/10以内 3(1)1および2の規定にかかわらず、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号第3条第4項の規定により指定された地域に係るものまたは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭和25年政令第152号)第5条の3第2項の規定により告示を受けた地域に係るものは、同施行令第3条第1項の規定により決定された事業費のうち、同施行令第5条第1項第2号および第3項に規定する額について、奥地幹線林道にあっては9/10および10/10以内、その他の林道にあっては7.5/10および8.5/10として算出された補助金の額に相当する額をその事業費で除して得た比率以内とする。 (2)激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和37年政令第403号)第14条第2項の規定により告示を受けた地域に係るものは、(1)のほか、同施行令第16条第2号のイ、ロ、ハ、に規定する部分の額について、それぞれ7/10、8/10、9/10として算出された額を加算した補助金の総額をその事業費で除して得た比率以内とする。 4 単県林道に係るもの 事業費の5/10以内</p>	<p>1 経費の配分の変更 施行箇所ごとの事業費の30%を超える増減 2 事業の内容の変更 (1) 施行箇所の変更 (2) 施行箇所ごとの復旧延長の変更 (3) 工種の変更(取りやめを含む。)</p>	
<p>(6) 林道災害関連事業</p>	<p>林道災害関連事業を行うのに要する経費</p>	<p>市町、森林組合、森林組合連合会、その他知事が適当と認めた団体</p>	<p>1 奥地幹線林道に係るもの 事業費の6/10以内 2 その他の林道に係るもの 事業費の5/10以内 3 1および2の規定にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和37年政令第403号)第14条第2項の規定により告示を受けた地域に係るものは、通常の補助のほか、同施行令第16条第2号のイ、ロ、ハ、に規定する部分の額について、それぞれ7/10、8/10、9/10として算出された額を加算した補助金の総額をその事業費で除して得た比率以内とする。</p>	<p>1 経費の配分の変更 施行箇所ごとの事業費の30%を超える増減 2 事業の内容の変更 (1) 施行箇所の変更 (2) 施行箇所ごとの施行延長の変更 (3) 工種の変更(取りやめを含む。)</p>	

	(7)防災対策 林道整備事業	林道防災事業を行うのに要する経費	市町、森林組合、森林組合連合会、その他知事が適当と認めた団体	補助対象事業費の4/10以内	1 経費の配分の変更 (1)施行路線ごとの事業費の30%を超える増減 2 事業の内容の変更 (1)施行路線の変更 (2)施行路線ごとの施行延長の30%を超える減少または事業費単価の30%を超える増加	
	(8)林道施設 災害復旧事業 査定用設計委託事業林道事業	事業主体が林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱(昭和60年1月16日農林水産事務次官通達)に掲げる要件に該当する災害復旧事業に係る概要書を作成するのに要した経費	市町、森林組合、森林組合連合会、その他知事が適当と認めた団体	補助対象経費(1箇所ごとの決定事業費の額を林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱第4に定める率を乗じて得た額と委託費等の実支出額とのいずれか低い額)の 5/10		
5	治山事業 (1)林地崩壊防止事業	林地崩壊防止事業を行うのに要する経費	市町	事業費の9/10以内		
	(2)災害関連 山地災害危険地区対策事業	災害関連山地災害危険地区対策事業を行うのに要する経費	市町	1 人家半壊以上の被害があり、かつ公共施設に関連する箇所に係るもの 事業費の9.5/10以内 2 その他の箇所に係るもの 事業費の9/10以内	1 経費の配分の変更 (1)各施行箇所ごとの本工事費等の30%(30%に相当する額が150万円以下である時は150万円)を超える増額 (2)市町ごとの機械器具費および営繕費のそれぞれの30%を超える増額 2 事業の内容の変更 各施行箇所の変更	
	(3)林地荒廃 防止施設災害復旧事業	林地荒廃防止施設災害復旧事業を行うのに要する経費	市町	事業費の6.5/10以内	1 経費の配分の変更 (1)年災害別事業費相互間の経費の配分の変更 (2)施行箇所ごとの工事費が30%に相当する額を超える増減 2 事業の内容の変更 (1)施行箇所の変更 (2)施行箇所ごとに工種(えん堤、谷止、床止、防潮堤、護岸および山腹工の区分をいう。)の全部または一部の変更または廃止 (3)施行箇所ごとの工種別事業量の30%を超える増減	
	(4)単独治山 事業	単独治山事業を行うのに要する経費	市町	1 林地保全施設整備事業 事業費の7/10以内 2 防災対策環境保全事業 事業費の9/10以内	1 経費の配分の変更 各施行箇所ごとの工事費の30%を超える増額 2 事業の内容の変更 各施行箇所の変更	
6	削除					
7	(1)林業関係 団体人権問題 啓発推進事業	人権問題の啓発と研修に要する経費	滋賀県林業関係団体人権問題啓発推進協議会	経費の1/3以内		

	(2) 林業労働力対策事業 ① 林業労働安全衛生総合対策事業	下記の事業に要する経費 (1) 安全衛生指導員の研修実施 (2) 巡回指導活動 (3) 振動障害特殊検診 (4) 蜂アレルギー抗体検査	林業・木材製造業労働災害防止協会 滋賀県支部	経費の1/2以内	1 事業内容の変更 (1) 巡回指導延べ事業体総数の30%を超える減少 (2) 振動障害特殊健診、蜂アレルギー抗体検査対象者数の30%を超える減少	
	② 林業労働力確保支援センター事業	滋賀県造林公社が設置する林業労働力確保支援センターが行う下記の事業に要する経費 (1) 林業労働力育成協議会の実施 (2) 全国林業労働力確保支援センターへの参加 (3) 林業労働者キャリアアップ・能力評価支援	滋賀県造林公社	事業費の10/10	「経費」の欄に掲げる事業ごとの経費の30%を超える増減	
	③ 林業就業促進資金貸付事業	滋賀県造林公社が設置する林業労働力確保支援センターが行う林業就業促進資金貸付事業に要する経費	滋賀県造林公社	事業費の10/10		
	④ 林業雇用環境改善事業	別紙2に定める事業を行うのに要する経費	滋賀県森林組合連合会、森林組合(生産森林組合を含む)、民間林業事業体および一人親方任意組合	別紙2に定める補助率以内		
	(3) 県産材生産ネットワーク構築支援事業	県産材の生産および在庫情報等を一元管理するネットワークシステムの構築等に要する経費	滋賀県森林組合連合会等で構成される協議会	事業費の1/2以内		
8	しがの林業・木材産業強化対策事業 (1) 県産材流通効率化対策事業	(1) 中間土場整備支援 森林組合等が行う中間土場の整備に要する経費 (2) 仕分用レンタル機械支援 森林組合等が行う仕分用機械の借上げに要する経費	滋賀県森林組合連合会	1/2以内	事業費の30%を超える増減	
	(2) 県産材流通促進事業	木材流通センターの出荷増加量に係る出荷販売に要する経費	滋賀県森林組合連合会	定額(1立方メートルあたり500円以内)	事業量の30%を超える増減	
	(3) 地域連携型林業モデル構築事業	協議会が地域連携型林業モデル構築事業を行うのに要する経費	木材業・製材業の事業体等で組織される協議会	定額(補助金上限額66万円(1年目)、補助金上限額25万円(2年目))	事業費の30%を超える増減	

9	林業・木材産 業高度化対策 事業 (1)木材加工 流通施設等整 備事業	1 木材加工流通施設 等整備事業費 (1)別紙1に掲げる事業 を行うのに要する経費 (2)市町が森林組合、木 材関連業者等の組織す る団体および地域材を 利用する法人に対し補 助を行う場合における 当該補助に要する経費 2 附帯事務費 1の経費に係る事業 の実施に関する市町が 指導監督等に要する経 費	市町、森林組 合、木材関連 業者等の組 織する団体 および地域 材を利用す る法人等で 事業構想に 記載された 事業実施主 体	事業費の1/2以内	1 経費の配分の変更 (1)事業費、附帯事業費か ら附帯事務費への経費の 流用 2 事業内容の変更 (1)事業実施主体の変更 (2)事業実施市町の区域 の変更 (3)事業実施期間の変更	
	(2)木質バイ オマス利用促 進施設整備事 業	1 木質バイオマス利 用促進施設整備事業費 (1)別紙1に掲げる事 業を行うのに要する経 費 (2)市町が森林組合、林 業者等の組織する団体 、地方公共団体等の出 資する法人、PFI事業者 等に対し補助を行う場 合における当該補助に 要する経費 2 附帯事務費 1の経費に係る事業 の実施に関する市町の 指導監督等に要する経 費	市町、民間事 業者	事業費の1/2以内 ただし、別に定める場合を 除き、民間事業者が事業実 施主体である施設ならび に機械およびその付帯施 設にあたっては、1/3以内	1 経費の配分の変更 (1)事業費、附帯事業費か ら附帯事務費への経費の 流用 2 事業内容の変更 (1)事業実施主体の変更 (2)事業実施市町の区域 の変更 (3)事業実施期間の変更	
	(3)木造公共 建築物等整備 事業	1 木造公共施設整備 事業費 (1)別紙1に掲げる事業 を行うのに要する経費 (2)市町が地方公共団 体の組織する法人、地 方公共団体の組合その 他「公共建築物等の木 材の利用の促進に関す る法律施行令」第1条 に規定する公共建築物 の整備主体に対し補助 を行う場合における当 該補助に要する経費 2 附帯事務費 1の経費に係る事業 の実施に関する市町が 指導監督等に要する経 費	市町	事業費の1/2以内 ただし、木造公共施設、 木造外構施設等につい ては、特にモデル性が高いも のを除き事業費の15%以内 、木質内装については、事 業費の3.75%以内とする。	1 経費の配分の変更 (1)事業費、附帯事業費か ら附帯事務費への経費の 流用 2 事業内容の変更 (1)事業実施主体の変更 (2)事業実施市町の区域 の変更 (3)事業実施期間の変更	
10	削除					

11	単独間伐対策事業 ①単県保育間伐実施事業	1 単県保育間伐実施事業を行うのに要する経費 2 市町が単県保育間伐実施事業を行う森林整備法人(受託事業に限る。)、森林組合、生産森林組合または林業者等の組織する団体もしくは森林所有者に対して補助を行う場合における当該補助事業に要する経費	市町	定額。 ただし、実施面積1ヘクタール当たりの補助額は、知事が別に定めるところによる。	事業量の20%を超える増減	
	②単県枝打ち実施事業	1 単県枝打ち実施事業を行うのに要する経費 2 市町が単県枝打ち実施事業を行う森林組合、生産森林組合または林業者等の組織する団体もしくは森林所有者に対して補助を行う場合における当該補助事業に要する経費	市町	定額。 ただし、実施面積1ヘクタール当たりの補助額は、知事が別に定めるところによる。	事業量の20%を超える増減	
	③単県小規模間伐作業道整備事業	1 単県小規模間伐作業道整備事業(小規模作業道および簡易作業路)を行うのに要する経費 2 市町が単県小規模間伐作業道整備事業(小規模作業道および簡易作業路)を行う森林組合または森林組合連合会に対して補助を行う場合における当該補助事業に要する経費	市町または社団法人滋賀県造林公社	事業費の5/10以内 ただし、工作物等を除く実施延長1メートル当たりの事業費は知事が別に定めるところによる。	路線の新設または廃止	
	④間伐材有効活用事業	1 間伐材有効活用事業を行うのに要する経費 2 市町が間伐材有効活用事業を行う一部事務組合、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、森林所有者または森林所有者との施業契約を締結した団体等に対して補助を行う場合における当該補助事業に要する経費	市町、一部事務組合、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、森林所有者、森林所有者との施業契約を締結した団体、または社団法人滋賀県造林公社	定額。 ただし、搬出・運搬材積1m ³ 当たりの補助額は、知事が別に定めるところによる。	事業量の20%を超える増減	
12	施業受委託促進事業	森林整備に係る事業運営資金について金融機関より融資を受け、その利子の支払いに要する経費	森林組合、森林組合連合会および森林整備法人	借入額に県が別に定める率を乗じて得た額以内		

13	森林整備地域活動支援推進交付金	森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成27年4月9日林政森第225号農林水産事務次官依命通知）第8の1の規定に基づいて行う事業に要する次の経費 (1) 推進等事務に関する経費 (2) 確認事務に関する経費 (3) 交付事務に関する経費	市町	経費の1/2以内	1 経費の配分の変更 経費間の30%を超える増減 2 事業の内容の変更 経費の新設または廃止	
14	削除					
15	削除					
16	地球温暖化防止対策県産材供給支援事業	森林組合等が間伐材等の多段階利用を図り、地球温暖化を防止するために、県産材を仕分け・寸検し、保管、ロットのとりまとめにかかる経費	滋賀県森林組合連合会、森林組合、生産森林組合および一部事務組合であって、かつ県産木材活用推進協議会がびわ湖材証明制度実施要領に基づき認定したびわ湖材取扱認定事業体	定額 ただし、1 m ³ 当たりの補助額は知事が別に定めるところによる。	事業量の30%を超える増減	
17	削除					
18	(1) 里山防災・緩衝帯整備事業	市町が森林所有者等との協定による里山防災・緩衝帯整備方針に基づいて行う里山の防災整備、または緩衝帯整備に要する経費	市町	10/10以内 (補助金上限額 1,500千円/ha ただし、森林整備分は 350千円/ha)	実施地区の変更	
19	みんなの森づくり活動支援事業 (1) 県民参加の里山づくり事業	県民が森林づくりに参画する場として市町が里山の所有者および里山保全グループと協定を締結した里山協定林で実施する次の経費 1 里山保全グループの継続的な活動 2 里山保全グループの活動を推進する機械器具購入 3 里山保全グループの活動を補完する森林整備 4 里山の活用を図る施設整備	里山保全グループ 市町、里山保全グループ 市町 市町	2/3以内 (補助金上限額1 協定につき400千円/年) 2/3以内 (補助金上限額1 協定につき3,000千円) 10/10以内(補助金上限額3 は700千円/ha 3 と4 合わせて1 協定につき10,000千円)	1 協定地区の変更 2 里山保全グループの変更 3 機械器具および施設の新設または廃止	

	(2)みんなで始めよう森づくり活動公募事業	森林づくり、資源利用、森林環境学習、人材育成など、地域のNPO等から提案のあった活動に要する経費	NPO、地域住民グループ、森林ボランティア団体等	2/3以内 (補助金上限額200千円)	1 市町を越える活動場所の変更 2 活動回数の減	
	(3)「やまの健康」森の恵み活用促進事業	地域の森林資源等を活用した持続的なビジネスを創出しようとする次の経費 1 事業可能実現性調査等に要する経費 2 商品開発等に要する経費 3 人材育成等に係る経費 4 その他知事が必要と認める経費	地域の森林資源等を活用する団体	定額 (補助金上限額1団体あたり500千円)	1 活用する森林資源の変更 2 活用する森林資源数の増減 3 事業費の30%を超えるの増減	
20	未来へつなぐ木の良さ体感事業 (1)木の香る淡海の家推進事業	1. びわ湖材等を使って新設される木造住宅等への助成に要する経費 2. びわ湖材等を使う既存住宅等の木質化改修への助成に要する経費 3. 普及宣伝に要する経費 4. 協議会等の開催に要する経費	県産木材活用推進協議会	1. 定額 ただし、びわ湖材等の利用量に応じた助成額は、知事が別に定めるところによる。 2. 定額 ただし、木質化改修面積に応じた助成額は、知事が別に定めるところによる。 3. 1/2以内 4. 1/2以内	経費欄の項目間における事業費の流用	
	(2) びわ湖材利用促進事業	①木製品利用促進 公共的施設への木製品の導入に要する経費 (事業費300千円以上)	学校法人、社会福祉法人、医療法人等	1/2以内 (補助金上限額2,500千円)	1 事業内容の変更 (1) 導入対象施設・箇所の変更 (2) 木製品名の変更	
		②木の学習机整備 小中学校等への木の学習机および学習机用天板の導入に要する経費	学校法人、社会福祉法人等	1/2以内 (補助金上限額 ・木の学習机 15千円/組 ・学習机用天板 5千円/枚)	1 事業内容の変更 導入対象施設の変更	

	③公共性の高い施設における建築に係るびわ湖材の購入に要する経費 (事業費300千円以上)	市町、市町から補助金の交付を受ける者、学校法人、公立大学法人、社会福祉法人、医療法人、公共性の高い施設を整備する者、市町等の整備計画や設置認可もしくは指定等に基づいて福祉施設等を整備する者	2/3以内 (補助金上限額 1施設あたり10,000千円 ただし、一定規模以上かつ材工分離発注により、びわ湖材を用いて市町が整備する木造施設については、1施設あたり複数年にわたり20,000千円)	1 事業内容の変更 (1)対象施設の変更 (2)事業費の30%を超える増減 (3)利用材積の30%を超える増減	
(3)森の資源研究開発事業	県産材を用いた新たな製品開発を行うのに要する次の経費 1 事業可能性調査費 2 研究開発・調査研究費	県内に事業所等を有する団体または当該団体を構成員の一つとする共同チーム	1/2以内 (補助金上限額 事業の期間にかかわらず、 1事業主体あたり7,500千円)		
(4)「びわ湖材」産地証明事業	①証明制度運営支援 びわ湖材産地証明制度の運営を行うのに要する経費	県産木材活用推進協議会	10/10以内		
	②品質認定取得支援 日本農林規格の認定取得に要する経費	びわ湖材取扱認定事業体	1/2以内	1 事業内容の変更 (1)認定を受けるJAS規格の品目や区分等の変更 (2)事業費30%を超える増減	
(5)未利用材利活用促進事業	未利用材の搬出に要する経費	森林組合連合会、森林組合、生産森林組合、林業事業体	定額(1トンあたり1,000円)	事業量の30%を超える増減	

21	<p>森林環境学習 「やまのこ」事業</p>	<p>1 学校が参加する経費 移動経費 事前事後学習経費</p> <p>2 受入施設の経費 専任指導員設置経費 活動費・安全確保費 事務経費 学習施設整備費 活動資機材整備費 地域サポーター経費</p>	<p>市町 学校法人 国立大学法人</p>	<p>10/10以内 補助金の上限額は次のとおりとする。</p> <p>1 学校が参加する経費 ・移動経費および事前事後学習経費 宿泊 (参加学級数に80千円を乗じた額) 日帰り (参加学級数に60千円を乗じた額) 次の①から④のすべてに該当する場合 (参加学級数に100千円を乗じた額) ①受入施設での活動を「森林公園くつきの森」で実施すること。 ②西部・南部森林整備事務所または甲賀森林整備事務所の管内の学校であること。 ③学校が所在する市町にやまのこ受入施設が無いこと。 ④日帰りでの実施であること。</p> <p>ただし、事前事後学習経費については1学級当たり10千円を上限とする。</p> <p>2 受入施設の経費 ・専任指導員設置経費 (指導員1人、1月当たり230千円) ・活動費・安全確保費 (参加児童1人当たり700円) ・事務経費 (1施設当たり220千円) <u>ただし、上記の事務経費の補助金の上限額に関わらず、他施設において専任指導員が地域サポーターの代わりにサポーター業務を行うのに要する旅費については必要額を補助対象とする。</u> ・学習施設活動資機材整備費 (1施設当たり800千円) ・地域サポーター経費 (1人1回当たり9,000円旅費別途)</p>	<p>1 学校の参加計画 学校が参加する施設の変更</p> <p>2 施設の受入計画 参加学校の変更</p>	
22	<p>間伐材搬出対策事業</p>	<p>(1) 路網整備 1 間伐材搬出対策事業を行うのに要する経費 2 市町が間伐材搬出対策事業を行う森林組合または森林組合連合会に対して補助を行う場合における当該補助事業に要する経費</p> <p>(2) 機械化促進 間伐材の搬出に用いる高性能林業機械等の賃借に要する経費</p>	<p>市町、一部事務組合、森林組合(生産森林組合を含む)</p> <p>森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、一部事務組合</p>	<p>10/10以内 ただし、実施延長1メートル当たりの事業費は知事が別に定めるところによる。</p> <p>事務費の1/2以内</p>	<p>路線の新設または廃止</p> <p>事業費の30%を超える増減</p>	

23	<p>地域森林計画 編成事業 (1)森林情報 活用促進事業</p> <p>①林地台帳を 活用するため のシステム整 備</p> <p>②森林情報の 精緻化・高度 化</p>	<p>①市町が森林法に基づ く伐採及び伐採後の造 林の届出制度等の森林 計画制度に基づく事務 に林地台帳を連携させ 、効率的に活用するた めに必要なシステムの 導入、既存のシステム への機能の追加等に要 する経費</p> <p>②森林クラウドシステ ム等をより効果的に活 用するための航空レー ザ計測や森林所有者 に関する調査等による 森林情報の整備に要す る経費</p>	市町	事業費の1/2以内	事業の経費間の30%を超 える増減	
----	--	--	----	-----------	----------------------	--

24	<p>森林境界明確化推進事業 (1) 放置林防 止対策境界明 確化事業</p> <p>(2) 森林境界 情報強化事業</p>	<p>1 事業費 (1) 下記の事業に要す る経費 ①境界明確化の事前調 査 ②境界明確化の現地調 査 ③測量</p> <p>(2) 市町が、森林組合、 生産森林組合、森林組 合連合会、林業者の組 織する団体、林業事業 体、その他知事が認め るものに対し、(1)の事 業を行うのに要する経 費の補助を行う場合 における当該補助に要す る経費</p> <p>2 事業推進費 市町が1(2)の経費の 事業の実施に関し、(1) ①の事業推進のために 情報収集等に要する経 費</p> <p>市町が森林境界の明確 化に係る基本調査を行 うための仕組みづくりに 要する経費</p>	<p>1 事業費 市町、森林組 合、生産森林 組合、森林組 合連合会、林 業者の組織 する団体、林 業事業体、そ の他知事が 認めるもの</p> <p>2 事業推進 費 市町</p> <p>市町</p>	<p>1 事業費 ①境界明確化の事前調査 にかかるもの 定額 対象面積 5ha未満 25,000円、5～10ha未満 50,000円、10～20ha未満 100,000円、20ha以上 150,000円 ただし、証明書類は実費分</p> <p>②境界明確化の現地調査 にかかるもの 定額 対象面積 5ha未満30,000 円、5～10ha未満75,000円、 10～15ha未満150,000円、 15～20ha未満225,000円、 以下同様に面積の増に合 わせて増額 ただし、測量と併せて実施 する場合は、15,000円/ha</p> <p>③測量にかかるもの 定額 20,000円/ha</p> <p>2 事業推進費 1 ①の定額経費に10%を乗 じた額を上限とする。</p> <p>定額 補助金の上限額は 次のとおりとする。 1 境界情報整理 (1筆あたり2,200円) 2 事務費 (1の経費に10%を乗じた 額)</p>	<p>実施区域の変更</p> <p>1 経費の配分の変更 事業費の30%を超える増 減 2 事業内容の変更 対象集落の変更</p>	
25	<p>森林・山村多 面的機能発揮 対策事業</p>	<p>1 森林・山村多面的機 能発揮対策実施要領 (平成25年5月16日 25林整森第74号林野庁 長官通知)第2の1(別 紙3第1の(3))の 規定に基づいて行う、 次の活動に要する経費 (1)活動推進費 (2)地域環境保全タイ プ (3)森林資源利用タイ プ (4)森林機能強化タイ プ (5)教育・研修活動タイ プ</p>	<p>滋賀県地域 協議会</p>	<p>定額</p>	<p>事業費の30%を超える増 減</p>	

		2 森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知）第2の2（別紙4第1の2）の規定に基づいて行う事業に要する次の経費 (1) 推進・指導に関する経費 (2) その他推進事業の実施に必要な経費	市町	定額	事業費の30%を超える増減	
26	削除					
27	削除					
28	木の駅プロジェクト推奨事業 (1) 自伐型林業団体支援 (2) 地域エネルギー利用推進支援 (3) 市町技術講習会等推進支援	地球温暖化対策や地域のエネルギー利用に繋げるために、林地に放置された未利用材の有効利用を拡大させる活動に対して支援する。 (1) 自伐型林業を行う団体に対し、活動に必要な機械器具の購入やレンタル等に要する経費 (2) 未利用材の地域エネルギー利用等を推進するために必要な、搬出・運搬に要する経費 (3) 市町が実施する、「木の駅プロジェクト」に関する講習会、研修会等に要する経費	(1) 市町 (2) 市町 (3) 市町	(1) 1/2以内 （資機材の整備・土場の整備：1団体に係る上限は500千円以内、資機材のレンタル等：1団体に係る上限は単年度につき200千円以内） (2) 定額 ただし、搬出・運搬材積1m ³ 当たりの補助額は、知事が別に定めるところによる。 (3) 定額 （ただし、1市町に係る上限は単年度につき200千円以内）	1 事業内容の変更 (1) 事業実施主体の変更 (2) 事業実施地域の区域の変更 2 事業費の30%を超える増減	
29	苗木生産基盤整備事業	森林・林業用苗木の生産基盤整備に要する経費で別紙5に掲げる事業を行うのに要する経費	林業種苗法に基づく生産事業者等、認定特定増殖事業者等、その他知事が認める団体等	定額（事業費の1/2以内）	1 事業内容の変更 (1) 事業実施主体の変更 (2) 事業実施期間の変更 (3) 工種または施設区分の新設または廃止 2 事業費の30%を超える増減	
30	地域水源林保全活動支援事業	生産森林組合や地縁団体が所有する奥山の荒廃状況や森林被害の状況の実態把握のために行う巡視や調査活動の支援に要する経費	生産森林組合、認可地縁団体	定額（上限額1団体当たり20万円以内）	事業実施地区の変更	

31	滋賀県森林認証取得支援事業	<p>1 FM認証取得支援 取得審査に要する費用</p> <p>2 C o C 認証取得支援 取得審査に要する費用</p>	<p>滋賀県内に所在する森林の所有者および管理者で、FM認証を取得する者等</p> <p>滋賀県内に所在する木材生産事業者、流通事業者および製材・加工事業者等で、県内の認証森林から生産された原木を加工・流通させるため、C o C 認証を取得する者等</p>	<p>事業費の1/2以内 (補助金上限額1,000,000円、ただし、1団体につき補助は一回限り)</p> <p>事業費の1/2以内 (補助金上限額1,000,000円、ただし、1団体につき補助は一回限り)</p>	1 事業費の30%を超える増減	
32	高性能林業機械整備事業	高性能林業機械等の整備に要する経費で別紙6に掲げる事業を行うのに要する経費	市町、滋賀県造林公社、選定経営体	<p>(1) 機械及び附帯施設の補助率は、事業費の1/3以内とする。ただし、次の(2)及び(3)の場合にあってはこの限りではない。</p> <p>(2) スイニングヤード、ロングリーチハーベスタ、ロングリーチグラブプル及びタワーヤードの補助率は、それぞれ事業費の4/10以内。</p> <p>(3) 次の①から③までを全て満たす者は、補助率を事業費の1/2以内とする。</p> <p>① 林野庁長官が別に定める要領に基づき、施業集約化に取り組む能力・体制を有するとして実践体制評価を受け認定されていること。</p> <p>② 年間5,000m³以上の素材生産実績があり、目標年度までに9,000m³以上の素材生産量を達成できること。</p> <p>③ 目標年度までに県が作成する計画等に記載されている素材生産性の目標値の1.5倍の生産性を達成できること。</p>	<p>1 事業内容の変更</p> <p>(1) 事業実施主体の変更</p> <p>(2) 事業実施期間の変更</p> <p>(3) 工種または施設区分の新設または廃止</p> <p>2 事業費の30%を超える増減</p>	

33	<p>特用林産振興施設等整備事業</p>	<p>1 特用林産振興施設等の整備に要する経費で別紙7に掲げる事業を行うのに要する経費</p> <p>2 附帯事務費 市町が1の経費に掛かる事業の実施に関し、指導監督等に要する経費</p>	<p>市町、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、地域材を利用する法人、特認団体</p>	<p>定額(1/2以内)</p>	<p>1 事業内容の変更 (1)事業実施主体の変更 (2)事業実施期間の変更 (3)工種または施設区分の新設または廃止 2 事業費の30%を超える増減</p>	
34	<p>林業事業体能力評価システム導入支援事業</p>	<p>林業事業体を実施する能力評価システム導入のための専門家の派遣・指導に要する経費</p>	<p>選定経営体</p>	<p>定額 (補助金上限額500千円/事業体)</p>	<p>事業費の30%を超える増減</p>	
35	<p>持続的的林業確立対策事業</p>	<p>間伐材生産 間伐材の生産(不用木の除去(侵入竹を含む)、不良木の淘汰(育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。)、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、その他附帯施設整備(林内作業場、土場等)の実施</p> <p>関連条件整備活動(対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け、森林作業道の整備、鳥獣害防止施設等)</p> <p>路網整備 林業専用道(規格相当)整備 ア) 林業専用道(規格相当)整備 イ) 関連条件整備活動(対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等)</p> <p>森林作業道整備 ア) 森林作業道整備 イ) 関連条件整備活動(対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等)</p>	<p>市町、滋賀県造林公社、選定経営体</p>	<p>定額(知事が別途定める額以内)</p> <p>林業専用道(規格相当)整備 定額(知事が別途定める額以内) (ただし、県が定める林業専用道の作設に関する指針の基準を満たしたもの)</p> <p>森林作業道整備 定額(知事が別途定める額以内) (ただし、県が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たしたもの)</p>	<p>事業費の30%を超える増減</p>	

別紙 1

(その 1) 木材加工流通施設等整備

事業種目	工種または施設区分①	工種または施設区分②	工種または施設区分③	呼称単位		補助率	備考
				A	B		
木材加工流通施設等整備（木材加工流通施設整備）	木材処理加工施設	木材製材施設装置	帯鋸盤		台	事業費の1/2以内	
			丸鋸盤		台		
			鋸仕上機械		台		
			選別機		台		
			チップバー		台		
			チップ吹上装置		式		
			集じん装置		式		
			木材乾燥機		基		
			防虫・防腐施設		式		
			焼却炉		基		
			剥皮施設		式		
			作業用建物	棟	m ²		
			製品保管倉庫	棟	m ²		
			管理棟	棟	m ²		
			貯木場整備新設	箇所	m ²		
			貯木場増設	箇所	m ²		
			貯木場改良・舗装	箇所	m ²		
			リングバーカ		台		
			ツインバンドソー		台		
			ギャングリッパー		台		
			その他（具体名）		—		
		集成材加工施設装置	(注)木材製材施設装置のほか 木工鋸盤		台		
			かんな盤		台		
			木工フライス盤		台		
			ほぞ取り盤		台		
			木工せん孔盤		台		
			木工旋盤		台		
			サンダー		台		
			木工工具研削盤		台		
			ジョインター		台		
			接着機械		—		
			その他（具体名）		—		
		合・単板加工施設装置	(注)木材製材施設装置のほか 単板製造機械		式		
			単板乾燥装置		式		
			調板機械		式		
			接着機械		式		
			合板仕上・処理機械		式		
			ロータリーレース		台		
			ドライヤー		台		
			その他（具体名）		—		
		プレカット加工施設装置	(注)木材製材施設装置のほか 柱加工機		台		
			横架材加工機		台		
			仕口加工機		台		
			クロスカットソー		台		
			加工盤反転装置		台		
			角のみ盤		台		
			その他（具体名）		—		

事業種目	工種または 施設区分①	工種または 施設区分②	工種または 施設区分③	呼称単位		補助率	備考
				A	B		
木材加工流通施設等整備（木材加工流通施設整備）	木材処理加工施設	チップ加工施設装置	選別機		台	事業費の1/2以内	
			剥皮施設		式		
			チップパー		台		
			チップ吹上装置		式		
			集じん装置		式		
			チップスクリーン		台		
			研磨機		台		
作業用建物	棟		m ²				
チップサイロ	棟		m ²				
管理棟	棟		m ²				
貯木場整備新設	箇所		m ²				
貯木場整備増設	箇所		m ²				
貯木場改良・舗装	箇所		m ²				
その他（具体名）		—					
		木材加工施設装置	（注）木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 サンダー 丸棒加工機 木工工具研削盤 ジョイナー 接着機械 その他（具体名）		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 —		
		木材材質高度化施設装置	木材乾燥機 防虫・防腐施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 その他（具体名）	棟 棟 棟	基 式 m ² m ² m ² —		
		丸棒加工施設装置	（注）木材製材施設装置のほか 丸棒加工機 その他（具体名）		台 —		
		杭加工施設装置	（注）木材製材施設装置のほか 杭加工機 結束機 その他（具体名）		台 台 —		
		木材処理加工用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他（具体名）	棟	台 台 台 台 m ² —		

事業種目	工種または 施設区分①	工種または 施設区分②	工種または 施設区分③	呼称単位		補助率	備考
				A	B		
		品質向上・物流拠点施設装置	木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 木質バイオマス発電施設(注1) モルダ グレーディングマシン 含水率計(設置型) マーキング装置 自動製品選別装置 作業用建物 管理棟 製品保管・配送施設 その他(具体名)	棟 棟 棟	基 式 式 台 台 台 台 m ² m ² m ² m ² -		
木材加工流通施設等整備(木材加工流通施設整備)	木材処理加工施設	新しい木材活用のための加工供給施設装置	グレーディングマシン 含水率計(設置型) モルダ マーキング装置 木材強度性能等計測装置 自動製品選別装置 木材注薬等処理施設 木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 作業用建物 製品保管・配送施設 管理棟 その他		台 台 台 台 式 台 式 基 式 m ² m ² m ² -	事業費の1/2以内	
		直交集成板加工施設装置	(注)木材製材施設装置のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 プレス その他(具体名)		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 -		
	木材集出荷販売施設	木材集出荷販売施設装置	剥皮施設 焼却炉 選別機 結束機 販売用建物 管理棟 配送センター 電算処理施設 展示販売用建物 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 チップヤード整備新設 チップヤード増設 チップヤード改良・舗装 その他	棟 棟 棟 棟	式 基 台 台 台 m ² m ² m ² 式 m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² -		

事業種目	工種または 施設区分①	工種または 施設区分②	工種または 施設区分③	呼称単位		補助率	備考
				A	B		
		木材集出荷用機械	ログローダ フォークリフト ホイールクレーン グラップルクレーン ショベルローダ 機械保管倉庫 その他	棟	台 台 台 台 台 ㎡ —		
木材加工流通施設等整備（森林バイオマス等活用施設整備）	森林バイオマス 再利用促進施設	森林バイオマス加工施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 選別機 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 木材等成分抽出機 凝縮機 冷却機 成型施設 計量・梱包装置 原料貯蔵庫 その他	棟 棟 棟 箇所 箇所 箇所 棟	台 台 台 台 式 式 式 式 式 式 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 式 式 式 式 式 式 台 台 ㎡ —	事業費の1/2以内	
		森林資源再処理施設装置	(注)森林バイオマス加工施設装置のほか 炭化施設 オガ粉製造施設 有機質肥料生産施設 その他	式 式 式 —			
		森林バイオマス再利用促進用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他	棟	台 台 台 台 ㎡ —		
		木質エネルギー等利用促進施設	木質エネルギー等利用促進施設装置	(注)森林バイオマス加工施設装置のほか 木質バイオマス発電施設(注1) 木質資源利用ボイラー施設 木質燃料製造施設 小規模水力発電施設 その他	式 式 式 式 —		
		木質エネルギー等利用促進用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他	棟	台 台 台 台 ㎡ —		

(その3) 木造公共施設整備事業

事業区分	事業種目	工種または 施設区分①	工種または 施設区分②	呼称単位		補助率	備考
				A	B		
木造公共建築物等の整備	木造公共施設整備	公共施設	木造公共施設 木質内装 木製外構施設 付帯施設	棟 基	m ² m ²	1/2以内 ただし、木造公共施設、木造外構施設等については、特にモデル性が高いものを除き事業費の15%以内、木質内装については、事業費の3.75%以内とする。	

別紙2 林業労働力対策事業（林業雇用環境改善事業）

事業区分	事業種別	補助対象事業費	補助率
一般林業 従事者対 策	林退共加入の 掛金助成事業	森林組合、森林組合連合会、民間林業事業者および一人親方任意組合が、「林退共等」に加入した場合、年間150日以上就労する者に要する掛金に係る経費。	1/3以内
	労災保険上乗 せ加入の掛金 助成事業	森林組合および森林組合連合会が、労災保険の上乗せに加入した場合、年間150日以上就労する者に要する掛金に係る経費。	1/2以内
中核林業 従事者対 策	若年労働者雇 用促進社会保 険掛金助成事 業	滋賀県森林組合指導方針(平成16年3月制定)に基づき知事により中核組合に認定された森林組合(以下、「中核組合」という。)および森林組合連合会が、50歳以下で年間180日以上就労する作業班員を対象に健康保険(介護保険含む。)ならびに厚生年金に加入した場合、当該掛金に係る経費。	1/3以内
	作業班環境整 備促進事業	<p>中核組合および森林組合連合会が、年間150日以上就労する作業班員に対し、安全作業器具配付や資格取得などの支援を行う場合、下記に関する経費を助成対象とする。</p> <p>①作業環境整備促進 チェーンソー防護衣、刈払い機防護衣の導入経費および蜂毒抗体検査で陽性反応があった者に対するアドレナリン自己注射器導入経費。</p> <p>②林業技術向上支援 高性能林業機械の操作に必要な資格を取得させる際の受講経費。また森林作業員を研修機関に派遣し技術を習得させる等、施業集約化や低コスト施業の実現に積極的に取り組む場合、研修期間中の作業員に支給する手当に係る経費。 対象となる資格および研修は下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講経費助成対象資格 <ul style="list-style-type: none"> 玉掛け業務従事資格 小型移動式クレーン運転資格 車両系建設機械運転資格 フォークリフト運転資格 不整地運搬車運転資格 走行集材機械の運転資格 伐木等機械の運転資格 簡易架線集材装置等の運転資格 その他知事が認めるもの ・手当助成対象研修 <ul style="list-style-type: none"> 上記の資格取得研修 県産木材生産流通促進事業におけるオペレーター研修および施業プランナーの育成研修 林野庁森林技術総合研修所林業機械化センター研修 その他知事が認めるもの 	1/3以内 ただし1 人あたり 作業員手 当は4,500 円/日を上 限とする。

別紙3 間伐等森林整備促進対策事業

事業区分		事業種目	工種または施設区分	呼称単位		備考
大区分	小区分			A	B	
間伐等森林整備 促進対策事業	林業機械作業シ ステム整備事業	基幹作業道整備事業	作業道開設	路線	m	
			作業ポイント	箇所	m ²	
			丸太敷工		m ²	
			丸太積工		m ²	
			丸太土留工		m ²	
			その他		—	
	林内路網整備	作業道整備事業およ び作業路整備事業	作業道開設および作業路 開設	路線	m	
特 認 事 項		上記事業種目に準ず る。	各事業種目の工種または 施設区分に準ずる。			

別紙4 地域活性化森林路網整備事業

事業区分		事業種目	工種または施設区分	呼称単位		備考
大区分	小区分			A	B	
地域活性化森林 路網整備事業	基幹作業道整備 等	基幹作業道整備事業	作業道開設	路 線	m	
			丸太敷工		m ²	
丸太積工	m ²					
丸太土留工	m ²					
		その他			-	
		関連条件整備活動(基 幹作業道整備と一体 的に実施)	対象森林の調査		-	
			森林所有者の同意の取り 付け		-	
			その他		-	

別紙5 苗木生産基盤整備事業

事業種目	工種または施設区分①	工種または施設区分②	工種または施設区分③	呼称単位		備考
				A	B	
コンテナ苗生産 基盤施設等整備	コンテナ苗生産 基盤施設	コンテナ苗生産施設 装置	育苗施設 収納台 散水装置 散水タンク その他	棟	m ² 台 式 台 -	
		コンテナ苗生産機械 器具	培土攪拌機 培土圧入機 苗抜取機 抜取機移動台車 その他		台 台 台 台 -	
	コンテナ苗生産 資材	生産資材	コンテナ容器 培地 肥料 その他		個 L L -	

別紙6 高性能林業機械整備事業

事業種目	工種または施設区分①	工種または施設区分②	工種または施設区分③	呼称単位		備考
				A	B	
林業機械作業システム整備	林業機械導入	高性能林業機械等	ハーベスタ ロングリーチハーベスタ フェラーパンチャ プロセッサ タワーヤーダ スイングヤーダ グラップルソー グラップル ロングリーチグラップル フォワーダ グラップル付トラック 搬器 集材機 機械保管倉庫 その他	棟	台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台	m ² —
		広域利用林業機械	ハーベスタ ロングリーチハーベスタ フェラーパンチャ プロセッサ タワーヤーダ スイングヤーダ グラップルソー グラップル ロングリーチグラップル フォワーダ グラップル付トラック 搬器 集材機 機械保管倉庫 その他		棟	
効率化施設整備	効率化作業基地整備	作業ポイント		箇所	m ²	
	林業生産施設	林業生産施設装置	剥皮施設 焼却炉 山元貯木場管理棟 山元貯木場整備新設 山元貯木場増設 山元貯木場改良・舗装 その他	棟 箇所 箇所 箇所	式 基 m ² m ² m ² m ² —	
活動拠点施設整備	林業情報処理施設	情報処理機械施設	森林GIS その他		式 —	

別紙7 特用林産振興施設等整備事業

事業種目	工種または施設区分①	工種または施設区分②	工種または施設区分③	呼称単位		備考
				A	B	
特用林産物活用施設等整備	特用林産物生産基盤整備	特用樹林造成	新植 改良 補植 保育 その他(具体名)		ha ha ha ha —	
		山菜・薬草等造成	発生環境整備 栽培地造成 その他(具体名)		ha m ² —	
		作業道等整備	作業道開設 作業道改良 モノレール その他(具体名)	路線 路線 基	m 箇所・m m —	
		ほだ場等造成	ほだ場造成 給排水施設 その他(具体名)	箇所	m ² 式 —	
特用林産物生産施設	特用林産物生産施設装置	選別機 浸水槽 人工ほだ場 フレーム 加温機 乾燥機 冷蔵施設 給水施設 懸垂式栽培装置 植菌機 チップパー かくはん機 ボイラー 殺菌装置 菌床製造装置 充てん機 接種機 菌搔機 包装機 炭化施設 製品保管倉庫 作業用建物 培養用建物 発生用建物 資材保管倉庫 焼却炉 育苗施設 切断機 竹割機 結束機 竹粉製造機 爆砕装置 乾燥施設 その他(具体名)	箇所 棟 棟 棟 棟 棟	台 基 m ² m ² 台 台 式 式 式 式 台 台 台 台 台 式 式 式 式 式 式 m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² m ² 基 m ² 台 台 台 台 式 式 —		

		特用林産物加工流通用機械	フォークリフト 生鮮物輸送車 機械保管倉庫 その他(具体名)	棟	台 台 ㎡ -
	廃床等活用施設	廃床等活用施設装置	作業用建物 製品保管倉庫 管理用建物 発酵・醸成槽 送風装置 資材保管倉庫 袋詰機 その他(具体名)	棟 棟 棟 基	㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 基 ㎡ 基 -
		廃床等活用機械	フォークリフト ホイールローダー 機械保管倉庫 その他(具体名)	棟	台 台 ㎡ -
	特用林産物獣害対策施設	特用林産物防護施設装置	防護柵 防護用爆音装置 その他(具体名)		m 式 -
特用林産振興施設等再整備	特用林産物生産基盤整備	特用樹林造成	新植 改良 補植 保育 その他(具体名)		ha ha ha ha -
		山菜・薬草等造成	発環境整備 栽培地造成 その他(具体名)		ha ㎡ -
		作業道等整備	作業道開設 作業道改良 モノレール その他(具体名)	路線 路線 基	m 箇所・m m -
		ほだ場等造成	ほだ場造成 給排水施設 その他(具体名)	箇所	㎡ 式 -
特用林産物生産資材	生産資材	具体名		-	
特用林産物生産施設	特用林産物生産施設装置	選別機 浸水槽 人工ほだ場 フレーム 加温機 乾燥機 冷蔵施設 給水施設 懸垂式栽培装置 植菌機 チップパー かくはん機 ボイラー 殺菌装置 菌床製造装置 充てん機 接種機 菌搔機 包装機 炭化施設 製品保管倉庫 作業用建物 培養用建物	箇所 棟	台 基 ㎡ ㎡ 台 台 式 式 式 台 台 台 台 式 式 台 台 台 台 式 式 ㎡ ㎡ ㎡	

		発生用建物 資材保管倉庫 焼却炉 育苗施設 切断機 竹割機 結束機 竹粉製造機 爆砕装置 乾燥施設 その他(具体名)	棟 棟 棟	㎡ ㎡ 基 ㎡ 台 台 台 台 台 式 式 -
	特用林産物生産用機械	林内作業車 フォークリフト ホイールローダー モノレール 生鮮物運搬車 機械保管倉庫 その他(具体名)	基 棟	台 台 台 m 台 ㎡ -
特用林産物加工 流通施設	特用林産物加工・貯蔵 施設装置	選別機 包装機 乾燥機 スライサー ボイラー 殺菌装置 特用林産物加工用機器 自動昇降機 給水施設 冷蔵施設 作業用建物 製品保管倉庫 資材保管倉庫 乾燥用建物 管理棟 帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 チッパー チップ吹上装置 集じん装置 焼却炉 乾燥施設 木工鋸盤 かな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョインター 接着装置 切断機 竹割盤 結束機 竹粉製造機 成型施設 有機肥料生産施設 爆砕装置 その他(具体名)	棟 棟 棟 棟	台 台 台 台 台 式 式 式 式 式 式 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 台 台 台 台 式 式 式 基 式 台 台 台 台 台 台 式 式 式 -

	特用林産物集出荷・販売施設装置	乾燥機 包装機 冷蔵施設 販売用建物 製品保管倉庫 資材保管倉庫 管理棟 電算処理施設 展示販売用建物 その他(具体名)	棟 棟 棟 棟 棟	台 台 式 m ² m ² m ² m ² 式 m ² -	
	特用林産物加工流通用機械	フォークリフト 生鮮物輸送車 機械保管倉庫 その他(具体名)	棟	台 台 m ² -	

別紙8 持続的林業確立対策事業

事業種目	工種または 施設区分①	工種または 施設区分②	工種または施設区 分③	呼称単位		備考
				A	B	
間伐材生産	間伐材生産	不用木の除去（侵入竹を含む。）、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。）、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積込、その他付帯施設整備		箇所	ha	
	関連条件整備活動	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け 森林作業道の整備 鳥獣害防止施設 その他		箇所 箇所 路線	ha ha m 式 —	
路網整備	林業専用道（規格相当）整備	作設		路線	m	
		補強	土工 路盤工 擁壁工 法面保護工 排水施設工 その他	箇所	m	
		点検診断 調査設計 現場技術業務委託費 その他	土工 路体強化 法面強化 擁壁工 排水施設工 幅員拡張 その他	箇所	— m 式 式 —	
		関連条件整備活動（林道専用道（規格相当）整備と一体的に実施）	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け その他	箇所 箇所	ha ha —	
	森林作業道整備	作設	土工 擁壁工 排水施設工 その他	路線	m	
	補強	土工 路体強化 法面強化 擁壁工 排水施設工 幅員拡張 その他	箇所	m		
	その他				—	
	関連条件整備活動（森林作業道整備と一体的に実施）	対象森林の調査 森林所有者の同意取付け その他				

別記

様式第1号(第4条関係)

(補助金等の名称) 交付申請書

番 号
年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者 住 所
氏 名 (法人にあつては名称および代表者の氏名)

年度において(補助事業等の名称)について、(補助金等の名称) 円を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請にあたり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

関係書類

〇〇事業計画書

- 1 事業の目的
- 2 事業の実施予定年月日
または期間(自 年 月 日 至 年 月 日)
- 3 事業計画
- 4 収支予算
- 5 その他
役員名簿(法人または団体の場合)

注1 1、2については各事業に共通とし、3、4については様式第1号(その1)以下各事業ごとに規定する様式によること。

- 2 5については事業により6または7となる。
その他の記載は必要に応じ記載するものとする。(役員名簿は各事業共通)
- 3 提出書類に応じ不用の文字は抹消するものとする。

森林病虫害等防除事業

3 事業計画（成績）

病虫害等 の種別	駆除者		実施箇所		実施 期間	樹 種	面積 または 材積	単 価	事業 費	左の内訳			適要
	住所	氏名	市町	大字						県補 助金	自己 資金	その 他	

- 注 1 単位の内訳を添付すること
 2 駆除地の位置図（5万分の1）を添付すること。

4 収支予算（決算）

(1) 収 入

区 分	予 算（ 決 算 ） 額				備 考
	補 助 金	自己資金または借入金	その他	計	
森林病虫害等防除 （病虫害別ごと）					

(2) 支 出

区 分	予 算（ 決 算 ） 額		備 考
	労 務 費	薬 剤 費	
森林病虫害等防除 （病虫害別ごと）			

松くい虫奨励防除事業(地上散布)

3 事業計画 (成績)

種別	事業量	単位	使用薬剤の状況				実施期間	備考
			薬剤名	単位あたり原体量	薬剤量	希釈倍数		
				リットル	リットル	倍		

注 特別防除、特別伐倒駆除および伐倒駆除については、実施箇所位置図を添付すること。

4 収支予算 (決算)

(1) 収 入

区 分	金 額	算 定 基 礎
	円	
計		

(2) 支 出

区 分	金 額	算 定 基 礎
	円	
計		

環境に配慮した松林保全対策事業

3 事業計画 (成績)

実施場所	森林所有者	事業内容	事業量	事業費	前回実施年度	備考
計						

- 注 1 事業量は、マツ本数およびアンブル数を記入する。
 2 備考欄には事業量および事業費の積算根拠等を記入する。
 3 事業実施区域等の図面、その他必要な書類を添付する。

4 収支予算 (決算)

(1) 収 入

区 分	金 額	算 定 基 礎
計		

(2) 支 出

区 分	金 額	算 定 基 礎
計		

政令指定病害虫等防除事業

3 事業計画（成績）

種別	事業量	単位	使用薬剤の状況				実施期間	備考
			薬剤名	単位あたり原体量	薬剤量	希釈倍数		
				リットル	リットル	倍		

注 実施箇所位置図を添付すること。

4 収支予算（決算）

(1) 収 入

区 分	金 額	算 定 基 礎
	円	
計		

(2) 支 出

区 分	金 額	算 定 基 礎
	円	
計		

カシノナガキクイムシ防除手法実証事業

3 事業計画 (成績)

実施場所	森林所有者	事業内容	事業量	事業費	前回実施年度	備考
計						

- 注 1 事業量は、対象樹木本数およびアンブル数を記入する。
 2 備考欄には事業量および事業費の積算根拠等を記入する。
 3 事業実施区域等の図面、その他必要な書類を添付する。

4 収支予算 (決算)

(1) 収 入

区 分	金 額	算 定 基 礎
計		

(2) 支 出

区 分	金 額	算 定 基 礎
計		

松林健全化促進事業

3 事業計画（成績）

実施場所	森林所有者	事業区分	事業内容	事業量	事業費	備考
計						

- 注 1 備考欄には事業量、事業費の積算根拠等を記入する。
 2 事業実施区域等の図面、その他必要な書類を添付する。

4 収支予算（決算）

(1) 収 入

区 分	金 額	算 定 基 礎
計		

(2) 支 出

区 分	金 額	算 定 基 礎
計		

森林病虫害等防除活動支援体制整備事業

3 事業計画 (成績)

実施場所		森林所有者 または 管理者名	事業種別	内 容	数 量	事 業 費	備 考
市 町	大 字						

- 注 1 事業種別は貸付用防除器具等の整備等各事業を記入する。
 2 備考欄には、数量および経費の積算根拠ならびに利用区域面積等を記入する。

4 収支予算 (決算)

(1) 収 入

区 分	金 額	算 定 基 礎
	円	
計		

(2) 支 出

区 分	金 額	算 定 基 礎
	円	
計		

松林保全体制整備強化事業

3 事業計画（成績）

実施場所		森林所有者 または 管理者名	事業種別	内 容	数 量	事 業 費	備 考
市町	大字						
計							

- 注 1 備考欄には、事業費の積算根拠等を記入すること。
 2 松林保全推進懇談会は必ず開催するものとする。

4 収支予算（決算）

(1) 収 入

区 分	金 額	算 定 基 礎
	円	
計		

(2) 支 出

区 分	金 額	算 定 基 礎
	円	
計		

野生鳥獣被害防除事業

3 事業計画（成績）

実施場所		森林所有者 または 管理者名	事業種別	内 容	数 量	事業費	備 考
市町	大字						

注 1 事業種別は、滋賀県森林病虫害等防除事業実施要領の別表第8の各区分から選択する。
 2 備考欄には、数量および経費の積算根拠ならびに利用区域面積等を記入する。

4 収支予算（決算）

(1) 収 入

区 分	金 額	算 定 基 礎
	円	
計		

(2) 支 出

区 分	金 額	算 定 基 礎
計		

琵琶湖等修景保全対策事業

3 事業計画（成績）

実施場所		事業種別	実施数量			実施期間	松林の所有者	所有者の承有の有無	事業実施の方法	摘要
市町	大字		材積	面積	本数					
			m ³	ha	本					

- 注 1 事業種別は、地上散布、伐倒駆除、樹幹注入、被害木整備とする。
 2 実施箇所位置図を添付すること。

4 収支予算（決算）

(1) 収 入

区 分	金 額	算 定 基 礎
	円	
計		

(2) 支 出

区 分	金 額	算 定 基 礎
	円	
計		

森林組合受託造林事業

3 事業計画(成績)

(1) 森林組合が単独で行う場合

番号	造林箇所	樹種	新植面積 ha	新植事業費 円	委任者 住所・氏名	事業完了 (予定)年月日	摘要

(2) 森林組合が県森連に委任した場合

番号	森林組合名	件数	新植面積 ha	新植事業費 円	事務費補助金額	摘要

注 森林組合ごとの事業計画(成績)、収支予算(決算)、概況調書を添付すること。

4 収支予算(決算)

収 入		支 出	
区 分	金 額	区 分	金 額
補 助 金 自 己 負 担 金 他 そ の 他		測 量 費 森 林 精 査 費 設 計 製 図 費 そ の 他 事 務 費	
計		計	

5 概況調査

(1) 概 況

年 月 日現在

組合員数	組合員所有 森林面積 ha	常 勤		自 己 資 本 額				摘要
		役 員	職 員	払込済出資金	余剰金	欠損金	計	
人	ha	人	人	千円	千円	千円	千円	

(2) 共同利用施設の内容

年 月 日現在

種 別	数 量	備 考

(3) 雇用労務状況(前年度実績)

① 造林関係労務者 人

(新植 ha、 保育 ha)

② 労務班 有・無 (班、 人)

**森林総合利用促進事業
（里山林自然・文化体験活動の促進事業）**

3 事業計画（成績）

区 分	経 費	負 担 区 分		備 考
		県補助金	市 町 費	
(1) 里山林利用協定等の締結の促進		円	円	
(2) 里山林等における自然・文化体験活動の立ち上げ支援				
(3) 里山林等の多様な利用に係る人材の育成と普及啓発				
計				

4 収支予算（決算）

(1) 収 入

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
県 補 助 金	円	円	円	
市 町 費				
計				

(2) 支 出

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	経費内訳	
里山林利用協定等の締結の促進	現地説明会・里山林利用協定調整費	円	円	円	
	区域の確定費				
里山林等における自然・文化体験活動の立ち上げ支援	里山自然・文化体験活動の立ち上げ支援費				
里山林等の多様な利用に係る人材の育成と普及啓発	企画・運営指導者研修実施費				
	普及啓発費				
計					

- 注 1 収支予算書の場合は、「予算額」と「経費内訳」欄に記入すること。
 2 収支決算書の場合は、「予算額」、「決算額」、「差引増△減額」および「経費内訳」の各欄に記入すること。

**森林総合利用促進事業
(森林環境教育活動の条件整備促進事業)**

3 事業計画 (成績)

区 分	経 費	負 担 区 分		備 考
		県補助金	市 町 費	
「森の子くらぶ活動」の 受け入れ体制整備	円	円	円	

4 収支予算 (決算)

(1) 収 入

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
県 補 助 金	円	円	円	
市 町 費				
計				

(2) 支 出

区 分		予算額	決算額	差引増△減額	経費 内訳
「森の子くらぶ活動」の受け 入れ体制整備	実 行 委 員 会 費	円	円	円	
	森林・施設の整備計画等策定費				
	森林利用協定の締結促進費				
	森 林 体 験 活 動 支 援 費				
	普 及 啓 発 費				
計					

- 注 1 収支予算書の場合は、「予算額」と「経費内訳」欄に記入すること。
 2 収支決算書の場合は、「予算額」と「決算額」、「差引増△減額」および「経費内訳」の各欄に記入すること。

森林総合利用促進事業
(教育のもり整備事業)

3 事業計画 (成績)

区 分	経 費	負 担 区 分		備 考
		県補助金	市 町 費	
実習林、観察林等の森林フィールド整備		円	円	
学 習 展 示 施 設				
森林環境教育活動施設				
共 同 利 用 施 設				
計				

4 収支予算 (決算)

(1) 収 入

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	備 考
県補助金	円	円	円	
市 町 費				
計				

(2) 支 出

区 分		予 算 額	決 算 額	差引増△減額	経費内訳
実習林、観察林等の森林フィールド整備	森 林 整 備	円	円	円	
	森 林 学 習 歩 道				
	休 憩 施 設				
	林 間 活 動 空 間				
	ビ オ ト ー プ 等				
	計				
学習展示施設	もりの科学館				
	学 習 展 示 品				
	林 業 体 験 施 設				
	計				
森林環境教育活動施設	観 察 施 設				
	炭 焼 き 体 験 施 設				
	文 化 体 験 施 設 等				
	計				
共同利用施設	取 付 ・ 管 理 道 路				
	駐 車 場				
	管 理 棟 ・ 案 内 所				
	給 排 水 施 設				
	衛 生 施 設 等				
	計				
合 計					

- 注 1 収支予算書の場合は、「予算額」と「経費内訳」欄に記入すること。
 2 収支決算書の場合は、「予算額」、「決算額」、「差引増△減額」および「経費内訳」の各欄に記入すること。

様式第1号（その4の1）

（別表第1の4の(1)～(8)に用いること）

林 道 事 業

3（補助事業の名称）事業計画（成績）

事業区分	林道区分	路線名	施行箇所			個所番号	全幅員	延長	補助対象事業費	内訳		補助率	施越工事の有無	合併工事の有無	事業予定・年月日 完了・	備考
			郡市	町	大字					補助金	負担金					

- 注 1 補助事業の名称は別表1に掲げる事業名を記載すること。
 2 事業区分には、開設事業は育成・共生・資源・道交・単県、改良事業は機能回復・共生・道交・単県、峰越連絡林道事業は農免、舗装事業は、農免・道交・単県、フォレストコミュニティは開設・改良・その他、里山エリア再生交付金事業は居住地・環境基盤、災害事業は国補・単県の区分を記載すること。
 3 林道区分には、開設事業は管理道・施業道、改良事業は幹線・その他、峰越連絡林道事業は幹線・その他、舗装事業は幹線・その他、フォレストコミュニティは基幹道・その他、里山エリア再生交付金事業は管理道・施業道・集落林道・その他、災害事業は奥地・その他とし、上段に○年災と記入すること。
 4 改良事業、舗装事業および災害事業にあつては、箇所ごとに記載すること。
 5 施越工事、合併工事の有無は、災害についてのみ記載すること。
 6 路線別、災害にあつては、発生前災別（うち未成およびうち転属を除く。）に作成すること。

4 収支予算（決算）

(1) 収 入

区 分		予（精）算額	備 考
補 助 金		円	
負 担 金	市 町		
	そ の 他		
計			

(2) 支 出

区 分	予（精）算額	備 考
本 工 事 費	円	
附 帯 工 事 費		
測 量 お よ び 試 験 費		
補 償 費		
応 急 工 事 費		
工 事 雑 費		
事 務 経 費		
計		

5 設計書

- 注 2の期間は、「自：交付決定日～至：工事目的物引き渡し日」とする。ただし、林道災害復旧事業で施越工事により交付決定日前に工事目的物が引き渡されたものを除く。

林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助事業

3 事業の内容および経費の配分（または事業成績書）

箇 所 数	決 定 事業費	決定事業費 × 率	委託費等 実支出額	補助対象 経 費	左 の 内 容			備考
					県補助金	その他の財源		
						市町費	その他	
	円	円	円	円	円	円	円	

4 収支予算（精算）

(1) 収 入

区 分	予（精）算 費	備 考
補 助 金	円	
負 担 金	市 町 費	
	そ の 他	
計		

(2) 支 出

区 分	予（精）算 費	備 考
委託費または請負費		

5 添付資料

別表による

(別表)

(添付資料)

委 託 費 実 績 調 書

事業主体名

決 定 事 業 費 規 模 別 区 分	決定事業費	決定事業費 × 率 A	委託費等 実支出額 B	補助対象額 (AまたはBのい ずれか低い額) C	備 考
100万円以下					
100万円を超え 500万以下					
500万を超え 1,000万円以下					
1,000万円を超え 3,000万以下					
3,000万円を超え 10,000万円以下					
10,000万円を 超えるもの					
合 計					

注 本調書には、委託費等の支出が確認できる書類を添付すること。

添付
設計委託費および事業費内訳

(単位：円)

委託契約 年 月 日	設計委託費 (実支出額) A	控除額 B	差引実 支出額 (A-B) C	路線名	箇所 番号	申 請 事業費	決 定 事業費	災 害 年月日	備考
小 計									
合 計									

- 注 1 2以上の箇所については、一括して委託契約をしている場合は、1契約ごとに事業費の小計を設けること。
 2 控除額は、災害復旧事業が補助対象とならないものを申請事業費等合理的方法により按分した額とする。
 3 備考欄には、失格、欠格、対象外等必要事項を記入すること。

**林地崩壊防止、林地荒廃防止施設災害復旧、
災害関連山地災害危険地区対策、単独治山
（保健休養機能増進施設整備を除く。）事業**

3 事業計画（成績）

工事番号	施行箇所 市町大字	工種概要	事業費	施越工事の有無	合併工事の有無	施工形態	工期 ～から～まで	施工面積	人家被害状況
			円					ha	

- 注 1 「工種概要」欄には、主たる工種名および数量を記入すること。
 2 「施行形態」欄には、直営、請負（業者、県森連、単森組）等工事施行者を記入すること。
 3 「施行面積」欄には、林地荒廃防止施設災害復旧事業については記入しないこと。
 4 「人家被害状況」欄には、災害関連山地災害危険地区対策事業のみ記入すること。

4 事業の内容および経費の配分

工事番号	工 事 費							事務雑費	事業費	負担区分	
	本工事費	附帯工事費	測量および 測 量 お び 試 験 費	〇〇 費	工事 雑費	応 急 工事費	計			補助金	市 町 負担金
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

5 収支予算（決算）

区 分	科 目	予 算（決 算）額	摘 要
収 入	補 助 担 金 市 町 負 担 金	円	
	計		
支 出	本 工 事 費 附 帯 工 事 費 測 量 お び 試 験 費 〇 〇 費 工 事 雑 費 応 急 工 事 費	円	
	計		

注 「支出科目」欄には、費目ごとに記入すること。

林業関係団体人権問題啓発推進事業

3 事業計画（成績）

区 分	事 業 の 内 容
1 研修会の開催	（開催日時、開催場所、出席者数、研修内容）

4 収支予算（決算）
（1）収 入

区 分	予 算 額	決 算 額	備 考
	円	円	
計			

（2）支 出

区 分	予 算 額	決 算 額	備 考
	円	円	
計			

林業労働力対策事業（林業労働安全衛生総合対策事業）

3 事業計画（成績）

（1）総括表

区 分	員 数	事 業 費	負 担 区 分		備 考
			県補助金	その他	
安全衛生指導員研修	回				
巡回指導活動	箇所				
振動障害特殊検診	人				
蜂アレルギー抗体検査	人				
計					

注) 振動障害特殊検診、蜂アレルギー抗体検査については、実績報告書に実施日時、対象者氏名・所属等、実績の詳細が分かる資料を添付すること。

（2）の1 安全衛生指導員研修明細表

区 分	回 数	時 期	開 催 場 所	参 加 人 数	備 考
安全衛生指導員研修				人	

注) 実績報告書には、開催日時、参加者、当日配布資料等、実績の詳細がわかる資料を添付すること。

（2）の2 巡回指導活動明細表

地区名	指導事業所数	作業種別点検箇所数（箇所）					安全衛生指導員数（人）	備 考
		造林関係（B）	素材生産関係（C J）	製材関係（L）	その他（A・K）	合計		
計								

注) 実績報告書には、日時、安全衛生指導員名、事業所・事業者名、指導内容のメモ・報告書等、実績の詳細が分かる資料を添付すること。

4 収支予算（決算）

（1）収入

区 分	金 額	備 考
計		

（2）支出

区 分	金 額	備 考
計		

注) 収支予算（決算）は区分ごとに節経理を行うこと。

林業労働力対策事業（林業労働力確保支援センター事業）

3 事業計画（成績）

区 分	事業内容等	事業費	負 担 区 分		備 考
			県補助金	そ の 他	
林業労働力育成協議会の開催	協議会開催 回				
全国林業労働力確保支援センターへの参加					
計					

注) 上記のうち会合を伴う事業については、開催時期、参加予定者、議事予定（実績報告の場合は当日配布資料、議事録・参加報告書等）など、事業計画（実績の詳細）が分かる資料を添付すること。

4 収支予算（決算）

(1) 収入

区 分	金 額	備 考
県 補 助 金	円	
自 己 負 担 金		
計		

(2) 支出

区 分	科 目	金 額	備 考
林業労働力育成協議会の開催		円	
全国林業労働力確保支援センターへの参加			
計			

注) 支出予算（決算）は区分ごとに節経理を行うこと。

林業労働力対策事業（林業雇用環境改善事業）

3 事業計画（成績）

区 分	事業内容等	事業費	負担区分		備考
			県補助金	その他	
一般林業従事者対策	林退共等加入の掛金助成事業	人			
	労災保険上乘せ加入の掛金助成事業	人			
中核林業従事者対策	若年労働者雇用促進社会保険掛金助成事業	人			
	作業班環境整備促進事業				
計					

4 収支予算（決算）

(1) 収入

区 分	金 額	備 考
県 補 助 金	円	
自 己 負 担 金		
計		

(2) 支出

区 分	科 目	金 額	備 考
一般林業従事者対策	林退共等加入の掛金助成事業	円	
	労災保険上乘せ加入の掛金助成事業		
中核林業従事者対策	若年労働者雇用促進社会保険掛金助成事業		
	作業班環境整備促進事業		
計			

注) 支出予算（決算）は区分ごとに節経理を行うこと。

県産材生産ネットワーク構築支援事業

3 事業計画（成績）

事業内容	事業費（円）	事業費積算根拠
計		

4 収支予算（決算）

(1) 収 入

区 分	予算額（円）	決算額（円）	差引増減額(円)	備 考
計				

(2) 支 出

区 分	予算額（円）	決算額（円）	差引増減額(円)	備 考
計				

県産材流通効率化対策事業

3. 事業計画（成績）

(1) 中間土場整備支援

森林組合等名	中間土場所在地	事業費 (円)	補助金 (円)	備 考
計				

(2) 仕分用レンタル機械支援

森林組合等名	中間土場所在地	事業費 (円)	補助金 (円)	備 考
計				

4. 収支予算（決算）

(1) 収 入

区 分	金 額	備 考
	円	
計		

(2) 支 出

区 分	金 額	備 考
	円	
計		

県産材流通促進事業

3. 事業計画（成績）

出荷先	出荷増加量 (m ³)	補助単価 (円/m ³)	補助金 (円)	備 考
計				

4. 収支予算（決算）

（1）収 入

区 分	金 額	備 考
	円	
計		

（2）支 出

区 分	金 額	備 考
計		

地域連携型林業モデル構築事業

3 事業計画（成績）

事業内容	事業費（円）	事業費積算根拠
計		

4 収支予算（決算）

(1) 収 入

区 分	予算（決算）額（円）	備 考
計		

(2) 支 出

区 分	予算（決算）額（円）	備 考
計		

木材加工流通施設等整備事業

3 事業計画（成績）

(1) 経費の総括

（単位：円）

事 項	事 業 費 (A+B+C)	負 担 区 分			備 考
		県 補 助 金 (A)	市 町 費 (B)	その他負担金 (C)	
事業費					
付帯事務費					
計					

(2) 事業計画（成績）

（単位：円）

事業 種目	事 業 実 施 主体名	施 工 箇所名	工種又 は施設 区分①	工種又 は施設 区分②	工種又 は施設区 分③	事業量 (呼称単位)		事業費	負 担 区 分			工 期		備 考
						(A)	(B)		県 費 補助金	市町 費	その他 負担金	着工 (予定) 年月日	竣 工 (予定)年 月日	
								円	円	円	円			
計														

添付書類 経費精算の基礎となる設計書（変更事業計画の場合は変更設計書を、実績報告の場合は出来高設計書）等を添付すること。

注 事業種目、工種または施設区分、および事業量は、別紙1（その1）により記入すること。

4 収支予算（決算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額 (決 算 額)				備 考
	県補助金	市町負担金	その他負担金	計	
事 業 費					
帯事務費					
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額 (決 算 額)	備 考
事 業 費		
付帯事務費		
計		

木質バイオマス利用促進施設整備事業

3 事業計画（成績）

(1) 経費の総括

（単位：円）

事 項	事 業 費 (A+B+C)	負 担 区 分			備 考
		県 補 助 金 (A)	市 町 費 (B)	その他負担金 (C)	
事業費					
付帯事務費					
計					

(2) 事業計画（成績）

（単位：円）

事業 種目	事 業 実 施 主体名	施 工 箇所名	工種又 は施設 区分①	工種又 は施設 区分②	工種又 は施設区 分③	事業量 (呼称単位)		事業費	負 担 区 分			工 期		備 考
						(A)	(B)		県 費 補助金	市町 費	その他 負担金	着工 (予定) 年月日	竣 工 (予定)年 月日	
								円	円	円	円			
計														

添付書類 経費精算の基礎となる設計書（変更事業計画の場合は変更設計書を、実績報告の場合は出来高設計書）等を添付すること。

注 事業種目、工種または施設区分、および事業量は、別紙1（その1）により記入すること。

4 収支予算（決算）

(1) 収入の部 (単位：円)

区 分	予 算 額 (決 算 額)				備 考
	県補助金	市町負担金	その他負担金	計	
事 業 費					
帯事務費					
計					

(2) 支出の部 (単位：円)

区 分	予 算 額 (決 算 額)	備 考
事 業 費		
付帯事務費		
計		

木造公共施設整備事業

3 事業計画（成績）

(1) 経費の総括

（単位：円）

事 項	事 業 費 (A+B+C)	負 担 区 分			備 考
		県 補 助 金 (A)	市 町 費 (B)	その他負担金 (C)	
事業費					
付帯事務費					
計					

(2) 事業計画（成績）

（単位：円）

事業 種目	事 業 実 施 主体名	施 工 箇所名	工種又 は施設 区分①	工種又 は施設 区分②	事業量 (呼称単位)		事業費	負 担 区 分			工 期		備 考
					(A)	(B)		県 費 補助金	市町 費	その他 負担金	着工 (予定) 年月日	竣 工 (予定)年 月日	
							円	円	円	円			
計													

添付書類 経費精算の基礎となる設計書（変更事業計画の場合は変更設計書を、実績報告の場合は出来高設計書）等を添付すること。

注 事業種目、工種または施設区分、および事業量は、別紙1（その1）により記入すること。

4 収支予算（決算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額 (決 算 額)				備 考
	県補助金	市町負担金	その他負担金	計	
事 業 費					
帯事務費					
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額 (決 算 額)	備 考
事 業 費		
付帯事務費		
計		

森林・林業教育推進事業

1 事業計画 (成績)

事業内容	事業量	事業費(円)	事業費積算根拠
計			

注 事業内容は、「指導者セミナー」および「体験学習推進」ごとに分け、実施予定時期、実施内容等具体的に記入のこと。

4 収支予算 (決算)

(1) 収 入

区 分	予算額 (円)	決算額 (円)	差引増△減(円)	備 考
県補助金				
市町費				
計				

(2) 支 出

区 分	予算額 (円)	決算額 (円)	差引増△減(円)	備 考
指導者セミナー				
体験学習推進				
計				

注 実績報告には、実施状況写真を添付する。

様式第1号(その11)

単 独 間 伐 対 策 事 業

3 事業計画(成績)

(1) 経費の総括

区 分	事業費 (A+B+C)	負 担 区 分			備 考
		県補助金 (A)	市町費 (B)	その他負担金	
	円	円	円	円	
計					

(2) 事業計画(成績)表

①単県保育間伐実施事業

ア 事業計画

施工箇所名	事業量	事業費 (A+B+C)	負 担 区 分			備 考
			県補助金 (A)	市町費 (B)	その他負担金 (C)	
	ha	円	円	円	円	
計						

イ 事業成績

番号	森林所有者氏名 (間伐事業者)					森林の所在				林 小 班	樹 種	齢 級	面 積	事業費 (A+B+C)	経 費 内 訳			備 考
	市町	大字	字	地番	氏名	市町	大字	字	地番						県補助金 (A)	市町費 (B)	その他 負担金 (C)	
													ha	円	円	円	円	
計																		

②単県枝打実施事業
ア 事業計画

施工箇所名	事業量	事業費 (A+B+C)	負担区分			備考
			県補助金 (A)	市町費 (B)	その他負担金 (C)	
	ha	円	円	円	円	
計						

イ 事業成績

番号	森林所有者住所氏名					森林の所在				林 小 班	樹 種	齢 級	面 積 ha	事業費 (A+B+C) 円	経費内訳			備考
	市町	大字	字	番	氏名	市町	大字	字	地番						県補助金 (A) 円	市町費 (B) 円	市町費 負担金 (C) 円	
													ha	円	円	円	円	
計																		

③単県小規模間伐作業道整備事業
事業計画（成績）

路線名	施工箇所	事業主体	幅員	延長	単価	補助対象事業費 (A+B+C)	経 費 内 訳			工 期		間伐面積
							県補助金 (A)	市町費 (B)	その他 負担金 (C)	着 手 (予定) 年月日	完 了 (予定) 年月日	
			m	m	円	円	円	円			ha	
計												

注 事業主体が2以上ある場合は、事業主体ごとに小計をとる。

④ 間伐材有効活用事業
ア 事業計画

番号	事業主体	運 搬 材 積	搬 出 運 材 積	事業費 (A+B+C)	経 費 内 訳			備 考
					県補助金 (A)	市 町 費 (B)	その他負担金 (C)	
		m ³	m ³	円	円	円	円	
計								

注 事業主体が2以上ある場合は、事業主体ごとに小計をとる。

イ 事業成績

番号	事業主体	施行箇所				森林所有者	樹種	齢級	間伐材			事業費 (A+B+C)	経費内訳			備考
		大字	字	地番	林小班				運搬先	運搬材積 m ³	搬出運搬材積 m ³		県補助金 (A)	市町費 (B)	その他負担金 (C)	
											円	円	円	円		
計																

注 事業主体が2以上ある場合は、事業主体ごとに小計をとる。

4 収支予算(決算)

(1) 収入

区分	予算額(決算額)	備考
県補助金	円	
市町費		
その他負担金		
計		

注 事業費、附帯事務費の内訳を備考欄に記入すること。

(2) 支出

区分	予算額(決算額)	備考
	円	
計		

注 区分は、補助金、本工事費等支出区分ごとに記入すること。

施業受委託促進事業

3 事業計画（成績）

(1) 事業内容

事業区分	事業内容	事業費
計		

(2) 借入金内訳

事業種目	事業量	借入金	借入期間	借入利率 (年利)	支払利息額	助成利率	助成利率に相当する利息額	借入金 金融機関
		円	年月日 年月日 (日)	%	円	%	円	
計								

注：金融機関の利子支払証明書を添付のこと。

森林整備地域活動支援推進交付金

3 事業計画（成績）

区 分	経事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に要 する経費 (A)+(B)	負 担 区 分		
			国 (A)	県 (B)	市町 (C)
1 推進事務費		円	円	円	円
2 確認事務費					
3 交付事務費					
計					

4 収支予算（精算）

(1) 収 入

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	備 考
県 補 助 金	円	円	円	
市 町 費				
計				

(2) 支 出

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	備 考
1 推進事務費	円	円	円	
2 確認事務費				
3 交付事務費				
計				

注1 収支予算書の場合は、「予算額」の欄に記入すること。

注2 収支決算書には、「予算額」、「決算額」および「差引増減額」の各欄に記入すること。

地球温暖化防止対策県産材供給支援事業計画書

3 事業計画

県産材搬出箇所名	搬出量 m ³	A材の割合 %	主なA材販売先	販売金額 円
計				

4 収支予算

(1) 収 入

区 分	予 算 額	備 考
県補助金		
計		

(2) 支 出

区 分	予 算 額	備 考
計		

協働の森づくり活動事業

3 事業計画（成績）

活動区分	活動名称	年月日	場所	事業費	負担区分		参加者数	活動内容
					補助金	その他		
計								

注1 活動区分の欄には実施要領第2条の活動区分の番号を記入すること。

注2 事業計画には活動位置図（縮尺 1/50000 および 1/5000）および過去の活動の内容がわかる写真、広報物等（新規の活動の場合は参考になる資料）を添付すること。

注3 実績報告には活動位置図（縮尺 1/50000 および 1/5000）および当日の活動の内容がわかる写真、広報物等を添付すること。

4 収支予算（決算）

（1）収 入

区 分	金 額（円）	備 考
計		

（2）支 出

区 分	金 額（円）	備 考
計		

注 収支決算については別途支出の詳細がわかる書類を添付すること。

里山防災・緩衝帯整備事業

3 事業計画 (成績)

実施場所 (地区名)	森林所有者	事業量	事業費	協定の締結		備考
				協定年月日	協定締結者	
計						

注 1 事業実施要領に定められた書類を添付する。

4 収支予算 (決算)

(1) 収 入

区 分	金 額	積 算 内 訳
	円	
計		

(2) 支 出

区 分	金 額	積 算 内 訳
	円	
計		

県民参加の里山づくり事業

3 事業計画（成績）

区 分	事業主体	工種または施設区分	事業量	補助事業に要する経費(A+B+C)	負 担 区 分			備考
					県費補助金(A)	市町費(B)	自己負担金(C)	
保全活動				円	円	円	円	
機械器具								
森林整備								
施設整備								
計								

注1 事業実施要領に定められた書類を添付すること。

4 収支予算（決算）

(1) 収 入

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	積 算 内 訳
県費補助金	円	円	円	
市 町 費				
自己負担金				
計				

(2) 支 出

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増△減額	積 算 内 訳
保 全 活 動	円	円	円	
機 械 器 具				
森 林 整 備				
施 設 整 備				
計				

注1 収支予算書の場合は、「予算額」の覧に記入すること。
 注2 収支決算書の場合は、「予算額」、「決算額」および「差引増△減額」の各覧に記入すること。

みんなで始めよう森づくり活動公募事業

3 事業計画

(1) 活動計画

別添「応募申請書のとおり」

(2) 申請団体の概要

構成員数		
代表者氏名		代表者住所 〒 TEL/FAX E-mail
事務局氏名		事務局住所 〒 TEL/FAX E-mail
設立目的		
これまでの活動実績またはこれから活動予定		

注1 申請団体の概要説明として、団体の規約、決算書、総会資料等、可能な限り添付すること

2 「設立目的」や「これまでの活動実績またはこれから活動予定」については、別途資料を添付しても良い。

(3) 申請団体構成員名簿

	氏 名	役 職	住 所	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

4 収支予算
別添「応募申請書のとおり」

3 事業実績

みんなで始めよう森づくり活動公募事業 活動実績書

活動分野	①環境に配慮した森林づくり ②森林資源の循環利用 ③次代の森林を支える人づくり ④上下流連携による森林づくり ⑤①～④をサポートする活動 ※中心となる活動の分野のいずれかに○を付けて下さい
活動名	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (回)
実施場所	
参加者数	会員 () 人 会員外 () 人
活動の概要

注1 その他、実施状況等、参加者への配布資料等、活動が分かる資料を添付すること

4 収支決算

(1) 収入の部

財源内訳	予算額 (円)	決算額(円)	内 訳
県 補 助 金			
自 己 資 金 (団体の自己資金、会 員会費、寄附金等)			
合 計			

(2) 支出の部

支出科目	予算額 (円)	決算額(円)	内 訳
合 計			

注1 支出科目は別表1の補助対象経費の科目を記入して下さい。

「やまの健康」森の恵み活用促進事業

3 事業計画（成績）

（1）事業費

事業主体 (団体名称)	事業費	負担区分			備考
		県補助金	市町費	その他	
	円	円	円	円	(例) モデル地域
計					

※県補助金は千円未満切捨とすること。

「やまの健康」推進プロジェクトにかかるモデル地域での取組として実施する場合は、備考欄にその旨を記入すること。

（2）活用する森林資源等

名称	活用方法	調達方法	商品等の提供先

※活用方法欄には、主な事業実施場所を記載すること。

（3）事業内容

業務項目	業務内容	経費	備考
		円	
計			

※複数年計画の場合は、その旨を備考欄に記入し、次年度以降に実施する業務の項目や内容についても記載すること。なお、次年度以降の経費は、括弧書きで記載するものとするが、不明なときは記載を省略することができる。

4 収支予算（決算）

（1）収入

区分	金額	備考
県補助金	円	
その他		
合計		

（2）支出

区分	金額	備考
	円	
合計		

※実施要領第4に示す補助対象経費ごとに金額を記載すること。

木の香る淡海の家推進事業

3 事業計画（成績）

区 分	事業内容	事業費	負 担 区 分		備 考
			補助金	その他	
助成金および助成金支出業務等	(新設) 戸 (木質化改修) m ²				
	小 計				
事業の普及宣伝					
協議会等の開催					
	合 計				

4 収支予算（決算）

(1) 収 入

区 分	金 額	備 考
補 助 金 自 己 資 金 そ の 他		
計		

(2) 支 出

区 分	金 額	備 考
助 成 金 (新設) (木質化改修) 助成金支出業務等 事業の普及宣伝 協議会等の開催		
計		

木の学習机等木製品利用促進事業（木製品利用促進）

3 事業計画（成績）

（1）事業費

事業主体	事業費	負担区分			備考
		県補助金	市町費	その他	
	円	円	円	円	
計					

※県補助金は千円未満切捨。

（2）事業費の算出根拠

対象施設・箇所 （事業主体名）	木製品名	数量	単価	金額	材積	備考
			円	円	m ³	
計						

※導入対象施設・箇所のわかる見取り図等を添付する。

※木製品の単価、金額、概要がわかる見積書等を添付する。

※材積はびわ湖材使用分とする。

4 収支予算（決算）

（1）収入

区分	金額	備考
計		

（2）支出

区分	金額	備考
計		

びわこ材利用促進事業（木の学習机整備）

3 事業計画（成績）

(1) 事業費

事業主体	事業費	負担区分			備考
		県補助金	市町費	その他	
	円	円	円	円	
計					

※県補助金は千円未満切捨。

(2) 事業費の算出根拠

学校名 (施設名)	製品名 (学習机/天板)	数量	単価	金額	材積	備考
			円	円	m ³	
計						

※材積はびわ湖材使用分とする。

4 収支予算（決算）

(1) 収入

区分	金額	備考
計		

(2) 支出

区分	金額	備考
計		

びわ湖材利用促進事業（木材公共等施設整備）

3 事業計画（成績）

(1) 事業費

事業主体	事業費	負担区分			備考
		県補助金	市町費	その他	
	円	円	円	円	
計					

※県補助金は千円未満切捨。

(2) 施設の概要

対象施設名称	所在地	建物の用途	規模			構造	備考
			棟数	延床面積	階数		

(3) 事業費の算出根拠等

区分	部材名	数量	単価	材積	施工面積	金額	備考
			円	m ³	m ²	円	
計	—	—	—				

※区分欄には、新築・増改築・改修・内装等木質化の別を記入すること。
 対象施設の位置図、平面図、構造図等を添付すること。
 構造図等においては、びわ湖材等の使用部分に着色すること。
 材積については、びわ湖材等の使用分を記入すること。
 内装等の木質化に係る部材については、施工面積を記入すること。
 部材の単価、数量、寸法、材積がわかる見積書等を添付すること。

4 収支予算（決算）

(1) 収入

区分	金額	備考
計		

(2) 支出

区分	金額	備考
計		

森の資源研究開発事業

3 事業計画（実績）

（1）研究開発内容

（2）事業費

単位：円

事業項目	事業費	負担区分		備考
		県補助金	その他	
1 事業可能性調査費				
①マーケティング調査費				
②事業化計画策定費				
計				
2 研究開発・調査研究費				
①製品試作（追加改良）費				
②モニター調査費				
計				
合計				

4 収支計画（決算）

（1）収入

単位：円

区分	金額	備考
県補助金		
その他		
計		

(2) 支出計画 (決算)

単位：円

事業項目	金額	経費明細	備考
1 事業可能性調査 ①マーケティング調査費			
②事業化計画策定費			
計			
2 研究開発・調査研究費 ①製品試作(追加改良)費			
②モニター調査費			
計			
合計			

びわ湖材産地証明事業（証明制度運営支援）

3 事業計画（成績）

区分	事業内容	事業費	負担区分		備考
			補助金	その他	
計					

4 収支予算（決算）

(1) 収 入

区 分	金 額	備 考
計		

(2) 支 出

区 分	金 額	備 考
計		

びわ湖材産地証明事業（品質認定取得支援）

3 事業計画（成績）

（1）取得しようとする認定の品目等

品 目	区 分	認定 タイプ	備 考

（2）事業費内訳

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		県補助金	その他	
	円	円	円	
計				—

※県補助金合計は、千円未満切捨とすること。

区分の欄には、新規認定手数料などの補助対象経費を記入すること。

4 収支予算（決算）

（1）収 入

区 分	金 額	備 考
計		—

（2）支 出

区 分	金 額	備 考
計		—

未利用材利活用促進事業

3 事業計画（成績）

搬出箇所 （住所）	森林所有者	搬出量 （t）	補助単価 （円/t）	補助金 （円）	備考
計					

4 収支予算（決算）

（1）収 入

区 分	金 額	備 考
	円	
計		

（2）支 出

区 分	金 額	備 考
	円	
計		

森林環境学習「やまのこ」事業計画（成績）書（参加計画・成績）

* * 市・町

3 事業計画（成績）

(1) 参加計画および参加経費（参加実績および参加経費）

番号	学校名	学年	学級数	児童数	日程	施設名	移動手段	移動経費	参加時期	備考
1										
2										
3										
合計	校									

(2) 事前事後経費

① 事前事後学習経費	
(項目)	(積算基礎)
計	

(3) 収支予算（決算）

① 収入

区分	金額(円)	積算内訳
県補助金 市費 その他		移動経費 事前事後学習経費
計		

② 支出

区分	金額(円)	積算内訳
移動経費 事前事後学習経費 その他		事業計画積算のとおり //
計		

森林環境学習「やまのこ」事業計画（成績）書（受入計画・成績）

* * 市・町

3 事業計画（成績）

(1) 受入施設名

--

(2) 受入施設の専任指導員配置計画（成績）

配置人数	人
配置時期	

(3) 受入施設の管理運営および森林環境学習「やまのこ」事業の実施方法

--

(4) 学校の受入計画（成績）

番号	学校名	学年	学級数	児童数	日程	参加時期	備考
1							
2							
3							
計	校		学級	人			

(5) 主要モデル学習プログラム

- ① 森林に親しむ学習
- ② 森林づくり体験学習
- ③ 森林の恵みを利用する学習
- ④ 森林の実験、話
- ⑤ 森林とびわ湖をつなぐ学習

(6) 受入経費

① 専任指導員経費	
(項目)	(積算基礎)
計	

② 教材費・安全確保費	
(項目)	(積算基礎)
計	

③ 事務経費	
(項目)	(積算基礎)
計	

④ 学習施設活動資機材整備費	
学習施設整備費 (項目)	(積算基礎)
小計	
活動資機材整備費 (項目)	(積算基礎)
小計	
計	

⑤ 地域サポーター経費	
(項目)	(積算基礎)
計	

(7) 収支予算 (決算)

①収入

区 分	金 額 (円)	積 算 内 訳
県補助金		専任指導員経費
		教材費・安全確保費
		事務経費
市費		学習施設活動資機材整備費
その他		地域サポーター経費
計		

②支出

区 分	金 額 (円)	積 算 内 訳
専任指導員経費		事業計画積算のとおり
教材費・安全確保費		〃
事務経費		〃
学習施設活動資機材整備費		〃
地域サポーター経費		〃
その他		
計		

間 伐 材 搬 出 対 策 事 業

3 事業計画 (成績)

(1) 経費の総括

区 分	事 業 費 (A+B+C)	負 担 区 分			備 考
		県 補 助 金 (A)	市 町 費 (B)	そ の 他 負 担 金 (C)	
事 業 費	円	円	円	円	
附 帯 事 務 費					
計					

(2) 事業計画 (成績) 表

路線名	施行箇所	事業主体	幅員	延長	単価	補助対象事業費 (A+B+C)	経 費 内 訳			工 期	
							県補助金 (A)	市町費 (B)	その他 負担金 (C)	着 手 (予定) 年月日	完 了 (予定) 年月日
						円	円	円	円		
計											

注1 注 事業主体が2以上ある場合は、事業主体ごとに小計をとる。
ごとに記載すること。

4 収支予算（決算）

(1) 収入

区 分	予 算 額（ 決 算 額 ）	備 考
県補助金	円	
市町費		
その他負担金		
計		

注 事業費、附帯事務費の内訳を備考欄に記入すること。

(2) 支出

区 分	予 算 額（ 決 算 額 ）	備 考
	円	
計		

注1 区分は、補助金、本工事費等支出区分ごとに記入すること。

2 附帯事務費は、備考欄に支出科目、金額を記入すること。

間伐材搬出対策事業 (機械化促進)

3 事業計画 (実績)

機 械 種 別	規 格 装 備 等	使 用 期 間	使 用 個 所	施 業 面 積 (h a)	素 材 生 産 量 (m ³)	事 業 費
		月 日から 月 日まで (か月間)				

※見積書、位置図、施業図を添付すること。

4 収支予算 (決算)

(1) 収入

区 分	金 額	備 考
県補助金	円	
自己負担		
計		

(2) 支出

区 分	金 額	備 考
	円	
計		

様式第1号(その23)

森林情報活用促進事業

3 事業計画(成績)

1-1 林地台帳を活用するためのシステムの整備

(単位:円)

区 分		数量	事業費	経費内訳		備考
林地台帳を システム の整備 のための	システムの構築・改良	一式				
	GIS等ライセンス	本				
	ハード	台				
	その他					
合 計			事業費合計	補助金	市町負担金	

備考欄には事業内容を具体的に記入する。

1-2 森林情報の精緻化・高度化

(単位:円)

区 分	数量	事業費	経費内訳		備考
森林情報の精緻化・高度化	一式				
合 計		事業費合計	補助金	市町負担金	

備考欄には事業内容を具体的に記入する

4 収支予算(決算)

(1) 収 入

区 分	予算(決算)額			備 考
	補助金	市町負担金	事業費	
林地台帳を活用するためのシステムの整備				
森林情報の精緻化・高度化				
計				

(2) 支 出

区 分	予算（決算）額			備 考
	補助金	市町負担金	事業費	
林地台帳を活用するためのシステムの整備				
森林情報の精緻化・高度化				
計				

様式第1号（その24の1）

森林境界明確化推進事業（放置林防止対策境界明確化事業）

3 事業計画（成績）
（1）経費の総括

区 分	事 業 量	事 業 費	県補助金	備 考
境界明確化の事前調査				
境界明確化の現地調査				
測 量				
事 業 推 進 費				
計				

（2）事業計画（成績）表

番号	森林所有者住所氏名		森林の所在		事業内容	事業量	事業費	県補助金	備考
	住 所	氏 名	所 在	林小班					
					(1) 境界明確化の事前調査	ha	円	円	
					(2) 境界明確化の現地調査				
					(3) 測 量				
					(4) 事業推進費				
					計				

様式第1号（その24の2）

森林境界明確化推進事業（森林境界情報強化事業）

3 事業計画（成績）

(1) 事業費

区 分	事業費	負 担 区 分			備 考
		県補助金	市町費	その他	
1 境界情報整理	円	円	円	円	
2 事務費					
計					

※県補助金は千円未満切捨。

(2) 事業地の概要

集落名	所在地	面積	備 考
		ha	
計			

4 収支予算（決算）

(1) 収 入

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	備 考
県 補 助 金	円	円	円	
市 町 費				
そ の 他				
合 計				

(2) 支 出

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	備 考
1 境界情報整理	円	円	円	
計				
2 事務費				
計				
合 計				

- 注1 収支予算の場合は、「予算額」の欄に記入すること。
 注2 収支決算には、「予算額」、「決算額」および「差引増減額」の各欄に記入すること。
 注3 4収支予算（決算）の（2）支出における「区分」については、補助対象となる科目ごとに記入すること。

森林・山村多面的機能発揮対策事業
(森林・山村多面的機能発揮対策交付金)

3 事業計画 (成績)

区 分	事業費 (A)+(B)+(C)+(D) 円	補助事業に 要する経費 (A)+(B)+(C) 円	負 担 区 分				備 考
			国 (A) 円	県 (B) 円	市町 (C) 円	その他負担金 (D) 円	
1 活動推進費							
2 地域環境保全タイプ (里山林保全)							
3 地域環境保全タイプ (侵入竹除去・竹林整備)							
4 森林資源利用タイプ							
5 森林機能強化タイプ							
6 教育・研修活動タイプ							
合 計							

注1 備考欄に補助対象活動組織数を記載すること。

4 収支予算 (決算)

(1) 収 入

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	備 考
	円	円	円	
合 計				

(2) 支 出

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	備 考
	円	円	円	
合 計				

- 注1 収支予算の場合は、「予算額」の欄に記入すること。
注2 収支決算には、「予算額」、「決算額」および「差引増減額」の各欄に記入すること。

森林・山村多面的機能発揮対策事業

3 事業計画 (成績)

区 分	事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に要 する経費 (A)+(B)	負 担 区 分		
			国 (A)	県 (B)	市町 (C)
1 推進・指導に関する経費	円	円	円	円	円
2 その他推進事業の実施に必要な経費					
合 計					

4 収支予算 (決算)

(1) 収 入

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	備 考
県 補 助 金	円	円	円	
市 町 費				
合 計				

(2) 支 出

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	備 考
1 推進・指導に関する経費	円	円	円	
計				
2 その他推進事業の実施に必要な経費				
計				
合 計				

- 注1 収支予算の場合は、「予算額」の欄に記入すること。
 注2 収支決算には、「予算額」、「決算額」および「差引増減額」の各欄に記入すること。
 注3 4収支予算(決算)の(2)支出における「区分」については、補助対象となる科目ごとに記入すること。

ウッド・ジョブ体感事業

3 事業計画（成績）

（1）事業費

事業主体 （市町名）	事業費	負 担 区 分			備 考
		県補助金	市町費	その他	
	円	円	円	円	
計					

※県補助金は千円未満切捨。

（2）事業内容

学校名	学年	生徒数	日程	主な活動	備 考
計					

4 収支予算（決算）

（1）収 入

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	備 考
県 補 助 金	円	円	円	
市 町 費				
そ の 他				
合 計				

（2）支 出

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	備 考
移動経費	円	円	円	
事前事後学習経費				
賃金、講師謝礼等				
その他資材費等				
合 計				

注1 収支予算の場合は、「予算額」の欄に記入すること。

注2 収支決算には、「予算額」、「決算額」および「差引増減額」の各欄に記入すること。

木の駅プロジェクト推奨事業

3 事業計画 (成績)

(単位: 円)

区 分	事業内容	実施地域		総事業費 (A)+(B)+(C)	補助事業に 要する経費 (A)+(B)	負 担 区 分			備考
		市町	大字			県 費 補助金(A)	市 町 負担金(B)	その他 負担金(C)	
(1) 自伐型 林業団体 支援									
(2) 地域エネルギー 利用 推進支援									
(3) 市町技術講習会等 推進 支援									
合 計									

4 収支予算 (決算)

(1) 収 入

(単位: 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	備 考
県 補 助 金				
市 町 費				
そ の 他				
合 計				

(2) 支 出

(単位: 円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	備 考
(1) 自伐型林業団体支援				
内 訳				
(2) 地域エネルギー 利用推進支援				
内 訳				
(3) 市町技術講習会等 推進支援				
内 訳				
合 計				

- 注1 収支予算の場合は、「予算額」の欄に記入すること。
 注2 収支決算には、「予算額」、「決算額」および「差引増減額」の各欄に記入すること。
 注3 4収支予算(決算)の(2)支出における「区分」については、補助対象となる科目ごとに記入すること。

苗木生産基盤整備事業

3 事業計画 (成績)

(1) 経費の総括

(単位：円)

事業実施 主体名	事業費 (A+B+C+D)	負担区分				備考
		県補助金 (A)	市町費 (B)	公庫資金 (C)	その他負担金	

(2) 事業計画 (成績)

(単位：円)

事業 種目	事業 実施 主体名	施 工 箇所名	工種又 は施設 区分①	工種又 は施設 区分②	工種又 は施設 区分③	事業量 (呼称単位)		事業費	負担区分				工 期		備考
						(A)	(B)		県 費 補助金	市町 費	公庫 資金	その他 負担金	着工 (予定) 年月日	竣 工 (予定) 年月日	
コンテナ 苗生産基 盤施設等 整備								円	円	円	円	円			
計															

添付書類 経費精算の基礎となる設計書 (変更事業計画の場合は変更設計書を、実績報告の場合は出来高設計書) 等を添付すること。

注 事業種目、工種または施設区分、および事業量は、別紙5により記入すること。

4 収支予算（決算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額 (決 算 額)				備 考
	県補助金	市町負担金	その他負担金	計	
事 業 費					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額 (決 算 額)	算 出 基 礎	備 考
事 業 費			

地域水源林保全活動支援事業

3 事業計画(実績)

実施地区名	区域面積 (ha)	事業費 (円)	県補助金 (円)	その他負担金 (円)	備考
計					

注 実施要領に定められた書類を添付すること。

4 収支予算(決算)

(1) 収入

区 分	予算(決算)額	備考
県補助金		
その他負担金		
計		

(2) 支出

区 分	予算(決算)額	備考
地域水源林保全活動支援 事業費		
計		

滋賀県森林認証取得支援事業

3 事業計画（成績）

事業区分	F M認証取得支援・C o C認証取得支援
認証取得箇所	
認証取得面積	※C o C認証の場合は記入不要
認証取得予定	年 月 日
審査機関（予定）	※認証の取得申請（認証）書等の写しを添付すること。

（注）「認証取得箇所」は、F M認証取得促進事業の場合は、所有または管理する森林の所在地を、C o C認証取得支援事業の場合は、取得を予定している事業所の所在地を記載する。

4 収支予算（決算）

（1）収入

区 分	金 額	算 定 基 準
計		

（2）支出

区 分	金 額	算 定 基 準
計		

（注）認証機関（予定）からの経費の内訳が明記されている見積書（請求書）等を基に記載する。（見積書（請求書）等の写しを添付すること。）
グループ認証の場合にあっては、グループ構成員毎の負担予定額が確認できる資料を添付すること。

高性能林業機械整備事業

3 事業計画 (成績)

(1) 経費の総括

(単位:円)

事業実施 主体名	事業費 (A+B+C+D)	負担区分				備考
		県補助金 (A)	市町費 (B)	公庫資金 (C)	その他負担金	

(2) 事業計画 (成績)

(単位:円)

事業 種目	事業 実施 主体名	設置 場所	工種ま たは施 設区分 ①	工種ま たは施 設区分 ②	工種ま たは施 設区分 ③	事業量 (呼称単位)		事業費	負担区分				工期		備考
						(A)	(B)		県費 補助金	市町 費	公庫 資金	その他 負担金	着工 (予定) 年月日	竣工 (予定) 年月日	
林業機械 作業シス テム整備								円	円	円	円	円			
計															

添付書類 事業計画 (成績) における事業の根拠となる書類等を添付すること。

注 事業種目、工種または施設区分、および事業量は、別紙6により記入すること。

4 収支予算（決算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額 (決 算 額)				備 考
	県補助金	市町負担金	その他負担金	計	
事 業 費					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額 (決 算 額)	算 出 基 礎	備 考
事 業 費			

特用林産振興施設等整備事業

3 事業計画 (成績)

(1) 経費の総括

(単位: 円)

事業実施 主体名	事業費 (A+B+C+D)	負担区分				備考
		県補助金 (A)	市町費 (B)	公庫資金 (C)	その他負担金	

(2) 事業計画 (成績)

(単位: 円)

事業 種目	事業 実施 主体名	設置 場所	工種ま たは施 設区分 ①	工種ま たは施 設区分 ②	工種ま たは施 設区分 ③	事業量 (呼称単位)		事業費	負担区分				工期		備考
						(A)	(B)		県費 補助金	市町 費	公庫 資金	その他 負担金	着工 (予定) 年月日	竣工 (予定) 年月日	
林業機械 作業シス テム整備								円	円	円	円	円			
計															

添付書類 事業計画 (成績) における事業の根拠となる書類等を添付すること。

注 事業種目、工種または施設区分、および事業量は、別紙6により記入すること。

4 収支予算（決算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額 (決 算 額)				備 考
	県補助金	市町負担金	その他負担金	計	
事 業 費					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額 (決 算 額)	算 出 基 礎	備 考
事 業 費			

林業事業体能力評価システム導入支援事業

3 事業計画（成績）

能力評価システムの現状	導入内容
（※能力評価システムを導入している場合はその概要および課題を、導入していない場合は、現状の人事管理等の概要および課題を記載する。）	（※導入のねらい、目的、経営および人材育成の方針、現状の課題を改善するために行う本事業における取組の概要について記載する。）

4 収支予算（決算）

（1）収入

区 分	金 額	備 考
県 補 助 金 自 己 負 担 金	円	
計		

（2）支出

区 分	金 額	備 考
	円	
計		

注）支出予算（決算）は区分ごとに節経理を行うこと。

5 事業体の状況

役員数		従業員数			
		現場従業員数		事務職員数	
うち常勤	うち通年雇用	うち常勤	うち通年雇用	うち常勤	うち通年雇用
名	名	名	名	名	名

社会保険等への加入状況				
労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
名	名	名	名	名

様式第1号 (その35)

間伐材生産・路網整備

3 事業計画 (成績)

(1) 間伐材生産

①経費の総括

区 分	事 業 量	事 業 費 (A+B+C)	負 担 区 分			備 考
			県 補 助 金 (A)	市 町 費 (B)	その他負担金 (C)	
間伐材生産	ha	円	円			
附帯事務費						
計						

②事業計画 (成績) 表

事業実施個所 (森林の所在)					樹種	林齢	事業種目	工種または区分	事業量	事業費	県補助金	工 期		備考
市町	大字	字	地番	林小班								着工 (予定) 年月日	竣工 (予定) 年月日	
							間伐材生産	※1	h a	円	円			
							関連条件整備活動	※2	(※3) m 3	円	円			
							計							

※1 間伐材生産についての工種または区分については、「間伐材生産」で可とします。

※2 関連条件整備活動の工種または区分については、「対象森林の調査」「森林所有者の同意取り付け」「森林作業道整備」「鳥獣被害防止施設」等の区分により事業量・経費を記載すること。

※3 搬出量を記載すること。

(2) 路網整備

①経費の総括

(単位:円)

区 分	事業費 (A+B+C)	負 担 区 分			備 考
		県補助金 (A)	市町費 (B)	その他負担金 (C)	
林業専用道(規格相当) (関連条件整備活動)					
森林作業道整備 (関連条件整備活動)					
附帯事務費					
計					

②事業計画(成績)表

事業区分	事業 実施 主体	施工箇所名 (路線名)	幅員	事業量	事業費 (A+B+C) 円	経 費 内 訳			工 期		備考
						県補助金 (A) 円	市町費 (B) 円	その他 負担金 (C) 円	着 手 (予定) 年月日	着 手 (予定) 年月日	
林業専用道整備 (関連条件整備活動)			m	m	円	円	円	円			
森林作業道整備 (関連条件整備活動)											
計											

4 収支予算（決算）

(1) 収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差引増減額	備 考
県補助金				
市 町 費				
その他負担金				
計				

注 事業費、指導等事業費の内訳を備考欄に記入すること。

(2) 支出の部

(単位:円)

区 分	予算額	決算額	差引増減額	備 考
計				

注1 区分は、補助金、本工事費等支出区分ごとに記入すること。

2 附帯事務費は、備考欄に支出科目、金額を記入すること。

年度 事業変更（中止、廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

（あて先）
滋賀県知事

申請者住所

氏名（法人にあつては名称および代表者の氏名）

年 月 日付け滋 号で補助金交付決定通知のあつた（補助事業等の名称）事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により、事業内容および経費の配分を変更（中止、廃止）したいので承認されたく、関係書類を添えて申請します。

- 注1 「事業内容および経費の配分を変更（中止、廃止）」の箇所は不要文字があるときは、その文字を削除すること。
- 2 関係書類は事業計画書としてその記載にあつては、変更後を上段に、変更前を下段書きにすること。

(補助事業等の名称) 実績報告書

(あて先)
滋賀県知事

報告者 住 所
氏 名 (法人にあつては名称および代表者の氏名)

年 月 日付け滋 第 号で(補助金等の名称)の交付の決定の通知があつた(補助事業等の名称)について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

〇〇成績または実績書

- 1 事業の目的

- 2 事業の実施完了年月日
または期間(自 年 月 日 至 年 月 日)

- 3 事業成績または実績

- 4 収支決算または精算

- 5 その他

- 注1 1、2については各事業に共通とし、3、4については様式第1号(その1)以下各事業ごとに規定する様式によること。
- 2 5については事業により6または7となる。
その他の記載は必要に応じ記載するものとする。
 - 3 提出書類に応じ不用の文字は抹消するものとする。
 - 4 2の期間は、自:交付決定日～至:実績書提出日とする

年度（補助事業の名称）事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

（あて先）
滋賀県知事

請求者住所

氏 名

年 月 日付け滋 第 号で補助金交付決定通知のあった（補助事業の名称）について、下記のとおり交付されるよう、滋賀県補助金交付規則第15条第2項の規定により請求します。

記

1 路線名および施工箇所

2 今回概算払請求額 円

3 概算払明細書 別紙様式第4号付表のとおり

概 算 払 明 細 書

年 月 日現在											
区 分	補助事業 に要する 経 費	県補助金 (A)	県補助金中 ○割相当額	既 受 領 額 (B)		今 回 請 求 額 (C)		残 額 (A) - (B) - (C)		事 業 完 了 予定年月日	備 考
				金 額	出来高	金 額	○月○日 まで予定 出来高	金 額	○月○日 まで予定 出来高		
	円	円	円	円	%	円	%	円	%		

注 1 区分名は、別記様式第1号の注1に同じ。
 2 請求の理由を備考欄に記入すること。

誓 約 書

私は、滋賀県が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、県の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

- 1 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

印

[代表者の生年月日]

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日